

岐阜県公報

号外(一) 令和三年三月二十九日

目次

条 例

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	(人事課)	六
岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例	(税務課)	六
岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	六
岐阜県地球温暖化防止基本条例の一部を改正する条例	(環境管理課)	七
岐阜県犯罪被害者等支援条例	(県民生活課)	一〇
岐阜県特定非営利活動促進法施行条例及び岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	一三
岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(健康福祉政策課)	一三
岐阜県感染症対策基本条例等の一部を改正する条例	(感染症対策調整課)	一九
岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	(生活衛生課)	二〇
岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	(高齢福祉課)	二二
岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	(障害福祉課)	五一
岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例	(労働雇用課)	七〇
岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(産業技術課)	七一
岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例	(農地整備課)	七二

岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例	(道路建設課)	七三
岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(建築指導課)	七四
岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例	(都市公園課)	八三

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) 休日に当たる
ときは翌日

令和三年三月二十九日

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例 (条例第三号)

一 岐阜県職員定数条例の一部改正

県職員の定数を二一人減員することとした。

(内訳)

1 増員するもの

(一) 知事の事務部局 (美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員 (都市建築部) を除く) 四八人

(二) 美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミー 一人

(三) 教育委員会の事務部局 六人

(四) 警察 三人

2 減員するもの 七九人

学校

二 岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正

市町村立学校職員の定数を一一人増員することとした。

(内訳)

1 小学校、中学校及び義務教育学校 一〇九人

2 特別支援学校 二人

三 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第四号)

一 県内の企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例について、その適用期間を三年延長することとした。 (第二条関係)

二 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第五号)

一 市町村への権限移譲に伴い、次の分野における知事及び教育委員会の権限に属

する事務の一部を市町村が処理することとするために必要な事項を定めることとした。 (別表第一及び別表第二関係)

1 商工・産業関係 (「中小小売商業振興法」八項目)

2 環境・生活関係 (「地球温暖化対策の推進に関する法律」一項目)

3 教育関係 (「岐阜県文化財保護条例」六項目)

二 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

岐阜県地球温暖化防止基本条例の一部を改正する条例 (条例第六号)

一 地球温暖化対策を更に推進するため、次のとおり規定することとした。

1 県は、自らの事務及び事業に関し、地球温暖化対策に関する計画を定めるとともに、温室効果ガスの排出の抑制のための措置を率先して講ずることとした。

(第一〇条関係)

2 特定事業者に対して作成及び提出を義務付けている温室効果ガス排出削減計画書及び温室効果ガス排出削減計画実績報告書に係る評価及び評価結果の公表制度を創設することとした。 (第十五条関係)

3 県は、事業者に対し地球温暖化対策を促進するための技術的助言等の支援を行うに当たっては、中小排出事業者に特に配慮することとした。 (第十七条関係)

4 事業者、県民及び市町村は、温室効果ガスの排出を抑制するため、地域資源を生かして創出した再生可能エネルギーを当該地域において効率的に利用するよう努めることとした。 (第三四条関係)

二 気候変動適応を推進するため、次のとおり規定することとした。

1 条例の目的に「気候変動影響による被害の防止、軽減等を図るための基本的事項を定めることにより、気候変動適応の推進を図ること」を追加することにも、条例の題名を「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例」に改めることとした。 (第一条関係)

2 気候変動適応について、県、事業者、県民及び観光旅行者等の責務を規定することとした。 (第三条、第六条関係)

3 地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画に「気候変動適応に関する施策に関する事項」を追加することとした。 (第七条関係)

4 県は、気候変動適応に関する施策を地域の特性を踏まえ推進することとした。 (第三七条関係)

三 一及び二に伴い、「岐阜県事務処理の特例に関する条例」について、所要の規定の整理を行うこととした。

四 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県犯罪被害者等支援条例（条例第七号）

一 犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため、次のように定めることとした。

1 基本理念を次のとおり規定することとした。（第三条関係）

(一) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(二) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。

(三) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として、行われなければならない。

(四) 犯罪被害者等の支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に係るものによる相互の連携及び協力の下で推進されなければならない。

2 犯罪被害者等の支援について、県、県民、事業者及び民間支援団体の責務並びに市町村との連携協力を規定することとした。（第四条）第八関係

3 県は、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する計画を定めることとした。（第九条関係）

4 県は、広域的な犯罪被害者等の支援を行う必要があると認めるときは、市町村、民間支援団体その他関係団体と連携し、及び協力して、必要な犯罪被害者等の支援を実施することとした。（第一一条関係）

5 犯罪被害者等の支援のための基本的な施策について規定することとした。

(第二二条)第二四関係

6 「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」について、所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例及び岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第八号）

一 「特定非営利活動促進法」の一部改正に伴い、次の二条例について所要の規定の整理を行うこととした。

1 岐阜県特定非営利活動促進法施行条例

2 岐阜県事務処理の特例に関する条例

二 この条例は、令和三年六月九日から施行することとした。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第九号）

一 「食品衛生法」等の一部改正に伴い、次のとおり規定の整備等を行うこととした。（別表第一関係）

1 営業許可業種の再編に伴い、飲食店営業等許可申請手数料の額を改定することとした。

2 ふく処理者の認定等に係る手数料を新たに徴収することとした。

3 飲食店営業等許可証明書交付手数料について、営業の届出を行った旨の証明書の交付を対象に加え、手数料の名称を飲食店営業等許可等証明書交付手数料に改めることとした。

4 廃止された営業許可業種に係る飲食店営業等許可申請手数料を廃止することとした。

5 その他所要の規定の整理を行うこととした。

二 魚介類販売業に係る飲食店営業等許可申請手数料の額を改定することとした。

(別表第一関係)

三 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の一部改正に伴い、次のとおり規定の整備を行うこととした。（別表第一関係）

1 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の施行に関する事務に係る次の手数料を新たに徴収することとした。

(一) 地域連携薬局等認定申請手数料

(二) 地域連携薬局等認定更新申請手数料

- (三) 医薬品等特定保管製造所登録申請手数料
- (四) 医薬品等特定保管製造所登録更新申請手数料
- (五) 医薬品等区分適合性確認申請手数料
- 2 医薬品等適合性調査手数料について、変更計画に基づき製造販売の承認事項の変更を行う医薬品等の製造所における品質管理等の基準適合性の確認の申請に対する審査を対象に加え、手数料の名称を医薬品等適合性調査等手数料に改めることとした。
- 3 薬局開設許可証等書換え交付手数料及び薬局開設許可証等再交付手数料について、1の認定、登録又は確認に係る認定証等の書換え交付又は再交付を対象に加えることとした。
- 4 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 四 保健所及び保健環境研究所において行う衛生試験等に関する事務に係る手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)
- 五 この条例中一及び二は令和三年六月一日から、三は令和三年八月一日から、四は令和三年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県感染症対策基本条例等の一部を改正する条例(条例第一〇号)
- 一 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」等の一部改正に伴い、次の三条例について所要の規定の整理を行うこととした。
 - 1 岐阜県感染症対策基本条例
 - 2 岐阜県税条例
 - 3 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第一二〇号)
- 一 犬又は猫の多頭飼養について、次のとおり規定の整備を行うこととした。
 - 1 犬又は猫を多頭飼養する者に対し、届出を義務付けることとした。(第一〇一条の二関係)
 - 2 知事は、1の届出をした者に対し、必要な助言又は指導を行うことができることとした。(第一〇一条の三関係)
 - 3 次に該当する者は、五万円以下の過料に処することとした。(第一〇四条関係)
- (一) 多頭飼養の届出若しくはその変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (二) 多頭飼養の廃止等の届出をする場合において虚偽の届出をした者

- 二 猫の飼い主の遵守事項(努力義務)に、「屋内で飼養すること」を追加することとした。(第九条関係)
- 三 一1及び2に伴い、届出の受付事務及び助言又は指導事務を岐阜市に移譲することとした。「岐阜県事務処理の特例に関する条例」の一部改正。
- 四 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 五 この条例は、令和三年七月一日から施行することとした。
- 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(条例第一二二号)
- 一 介護保険に係る各種の施設・サービスの基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、次の九条例について、同令の改正内容に準じた改正を行うこととした。
 - 1 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
 - 2 岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
 - 3 岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
 - 4 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
 - 5 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
 - 6 岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
 - 7 岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
 - 8 岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
 - 9 岐阜県指定介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- 二 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(条例第一二三号)
- 一 障害児及び障害者に係る各種の施設・サービスの基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、次の九条例について、同令の改正内容に準じた改正を行うこととした。

- 1 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 2 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 3 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 4 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 5 岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 6 岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 7 岐阜県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 8 岐阜県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 9 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 二 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第一四号）
- 一 「職業能力開発促進法施行規則」の一部改正に伴い、高度職業訓練（専門課程）における職業訓練指導員の資格の一部を同令の基準どおり見直すこととした。（第一〇条関係）
- 二 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第一五号）
- 一 県の試験研究機関において行う工業試験等に関する事務に係る手数料について、次のとおり規定の整備を行うこととした。（別表第一関係）
 - 1 香気成分分析に係る食品試験手数料等を新たに徴収することとした。
 - 2 熱伝導率に係る一般理化学試験手数料の額を改定することとした。
 - 3 エックス線CT及び原子間力顕微鏡に係るぎふ技術革新センター試験手数料を廃止することとした。
- 二 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例（条例第一六号）
- 一 かんがい排水事業について、次のように改定することとした。（第四条関係）
 - 1 一般型事業（施設機能障害対策に係るものを除く。）の分担金の額を引き下げることにした。

- 2 保全合理化型事業（施設整備事業に限る。）の分担金の額を改定することとした。
- 二 特別耐震対策として行ったため池等整備事業に係る分担金の特例を廃止することとした。（第四条関係）
- 三 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 四 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第一七号）
- 一 「道路構造令」の一部改正に伴い、県道の構造の技術的基準について、次のとおり規定の整備を行うこととした。
 - 1 自動運転車の安全な運行のため必要がある場合は、自動運行補助施設を設置することとした。（第三三条関係）
 - 2 歩行者利便増進道路の構造の基準を定めることとした。（第四五条関係）
- 二 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 三 この条例中一は公布の日から、二は令和三年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第一八号）
- 一 複数の建築物の連携により省エネ性能を向上させる計画の認定を受けた「他の建築物」に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額を定めることとした。（別表第一関係）
- 二 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料、低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、性能向上計画認定申請手数料、性能向上計画変更認定申請手数料、性能表示認定申請手数料及び軽微変更該当証明書交付手数料の額を改定することとした。（別表第一関係）
- 三 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
- 四 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第一九号）
- 一 養老公園内にある養老の滝入口駐車場を県に移管することに伴い、当該駐車場の管理の基準（休業日）を定めることとした。（別表第二関係）
- 二 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

条例

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三号

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(岐阜県職員定数条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員定数条例(昭和二十四年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の事務局(美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員(都市建築部)を除く)の項中「四、二五〇人」を「四、二九八人」に改め、同表美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミーの項中「二七二人」を「一七三人」に改め、同表教育委員会の事務局の項中「二六六人」を「二七二人」に改め、同表学校の項中「五、五六九人」を「五、四九〇人」に、「四、七八四人」を「四、七〇四人」に改め、同表警察の項中「三、九五一人」を「三、九五四人」に改め、同表合計の項中「一四、三四九人」を「一四、三三八人」に改める。

(岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 岐阜県市町村立学校職員定数条例(昭和二十八年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校、中学校及び義務教育学校の項中「一、六八七人」を「一、七九六人」に、「二、〇九二人」を「一、一九三人」に改め、同表特別支援学校の項中「二七人」を「二九人」に、「二〇人」を「二二人」に改め、同表合計の項中「二一、八四五人」を「二一、九五六人」に改める。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第四号

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を

改正する条例

第一条 岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。
第三条中「岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例」を「岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例」に改める。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第五号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第三十二の二の項第一号から第三号までの規定中「規定により」を「規定による」に改め、同項第四号中「第二十九条第九項」を「第二十九条第十一項」に改め、同

項第五号中「第二十九条第十一項」を「第二十九条第十三項」に改め、同項第六号中「第二十九条第十三項」を「第二十九条第十五項」に改め、同項第七号中「第二十九条第十四項」を「第二十九条第十六項」に改め、同項第八号中「第二十九条第十五項」を「第二十九条第十七項」に、「に係る」を「をした旨の」に改め、同項第九号中「第二十九条第十六項」を「第二十九条第十八項」に改め、同項第十号中「第二十九条第十七項」を「第二十九条第十九項」に改め、同表四十三の項中「養老町」の下に「富加町」を加え、同表五十の三の項中「池田町」の下に「富加町」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定により市町が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する知事又は教育委員会がした処分その他の行為に係るこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の法令の適用については、新条例の規定により当該事務を処理することとなる町長又は市の教育委員会が、それぞれ当該行為をしたものとみなす。

3 新条例の規定により市町が処理することとなる事務に関し、施行日前に知事又は教育委員会に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、新条例の規定により当該事務を処理することとなる町長又は市の教育委員会に対しなされたものとみなす。

岐阜県地球温暖化防止基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第六号

岐阜県地球温暖化防止基本条例の一部を改正する条例

岐阜県地球温暖化防止基本条例（平成二十一年岐阜県条例第二十一号）の一部を次の

ように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例

目次を次のように改める。

目次

前文

第一章 総則（第一条 第六条）

第二章 地球温暖化防止・気候変動適応計画（第七条・第八条）

第三章 地球温暖化対策

第一節 県による地球温暖化対策（第九条・第十条）

第二節 事業活動に係る地球温暖化対策（第十一条 第十七条）

第三節 日常生活に係る地球温暖化対策（第十八条 第十九条）

第四節 自動車の使用に係る地球温暖化対策（第二十条 第二十六条）

第五節 建築物に係る地球温暖化対策（第二十七条 第三十一条）

第六節 森林の保全及び整備等による地球温暖化対策（第三十二条）

第七節 再生可能エネルギーの利用等による地球温暖化対策（第三十三条 第三十六条）

六条

第四章 気候変動適応（第三十七条 第三十九条）

第五章 地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する教育及び学習等（第四十条 第四十二条）

四十二条

第六章 雑則（第四十三条 第四十七条）

附則

前文のうち第一項中「への影響が懸念されている。今や地球温暖化の防止は、人類共通の課題であり」を「のみならず私たちの生活にも影響を及ぼしていることから」に改め、「削減」の下に「地球温暖化を防止することにより」を加え、第二項中「なかで」を「中で」に改め、「再生可能エネルギー」の下に「や水素エネルギー」を加え、「低炭素社会」を「温室効果ガスの人為的な排出量と森林等による吸収量との均衡がとれた脱炭素社会」に改め、第三項中「このため」を「このため」に改め、「地球温暖化対策」の下に「及び気候変動適応」を加え、第二項の次に次の一項を加える。

また、温室効果ガスの排出の量の削減を図りながらも、現在、地球温暖化その他の気候の変動に起因する生活、社会、経済及び自然環境における影響が顕在化しており、こ

れが将来にわたり拡大するおそれがあることから、これに適応することができる社会を築いていくことも重要である。

第一条中「防止」の下に「及び気候変動適応」を加え、「促進する」を「促進し、並びに気候変動影響による被害の防止、軽減等を図る」に改め、「地球温暖化対策」の下に「及び気候変動適応」を加える。

第二条第一号中「法」を「推進法」に改め、同条第二号中「施策」の下に「又は取組」を加え、同条第三号及び第四号中「法」を「推進法」に改め、同条に次の二号を加える。

六 気候変動影響 気候変動適応法（平成三十年法律第五十号。以下「適応法」という。）第二条第一項に規定する気候変動影響をいう。

七 気候変動適応 適応法第二条第二項に規定する気候変動適応をいう。

第三条第一項中「地球温暖化対策」の下に「及び気候変動適応に関する施策（以下「地球温暖化対策等」という。）」を加え、同条第二項中「前項」を「県は、前項」に、「地球温暖化対策」を「地球温暖化対策等」に改め、「実施」の下に「に当たって」を加え、「連携して行う」を「の連携を図る」に改め、同条第四項中「地球温暖化対策」を「地球温暖化対策等」に改め、同条第五項中「地球温暖化対策」の下に「及び気候変動適応に関する取組」を加える。

第四条第二項中「地球温暖化対策」を「地球温暖化対策等」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 事業者は、自らの事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した気候変動適応に努めるものとする。

第五条第二項中「地球温暖化対策」を「地球温暖化対策等」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 県民は、気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

第六条第二項中「地球温暖化対策」を「地球温暖化対策等」に改める。

第二章から第十章までの章名を削る。

第四十条を第四十七条とし、第三十九条を第四十六条とする。

第三十八条中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十三条、第二十二條第一項」を「第十四条、第二十四條第一項」に、「第二十三條、第二十七條第一項」を「第二十五条、第二十九條第一項」に、「第二十八條」を「第三十条」に改め、同条を第四十五条とする。

第三十七条中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に、「第二十二條第一項」を「第二十四条第一項」に、「第二十七條第一項」を「第二十九條第一項」に改め、同条を第四十四条とする。

第三十六条中「を実施する」を「及び気候変動適応に関する取組を行う」に改め、同条を第四十三条とする。

第三十五条中「積極的に取り組む」を「及び気候変動適応に関する取組を積極的に行う」に改め、同条を第四十二条とし、同条の次に次の章名を付する。

第六章 雑則

第三十四条中「の現状及び」を「及び気候変動影響の現状並びに」に改め、「地球温暖化対策」の下に「及び気候変動適応に関する取組」を加え、同条を第四十一条とする。

第三十三条（見出しを含む。）中「防止」の下に「及び気候変動適応」を加え、同条を第四十条とする。

第三十二条第二項中「県は」を「前項に定めるもののほか、県は」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 県は、前条の再生可能エネルギーが地域の実情に応じて有効に利用されるよう、事業者、県民及び市町村に対し、情報提供その他の措置を講ずるものとする。

第三十二条を第三十五条とし、同条の次に次の一条、一章及び一章名を加える。
（水素エネルギーの普及啓発等）

第三十六条 県は、水素エネルギーの利用について、事業者及び県民の理解を深めるため、普及啓発及び情報提供を行うものとする。

第四章 気候変動適応
（気候変動適応に関する施策の推進）

第三十七条 県は、気候変動適応に関し、次に掲げる施策について、地域の特性を踏まえ推進するものとする。

一 農業、林業及び水産業における被害の防止又は軽減に関すること。

二 水環境及び水資源の保全に関すること。

三 自然生態系の保全に関すること。

四 水害、土砂災害その他の自然災害の予防及び被災後の復興に関すること。

五 熱中症、感染症その他の疾病の予防に関すること。

六 製造業、観光業その他の産業・経済活動の発展に関すること。

七 道路、水道その他の社会資本の整備に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、気候変動適応に関すること。

(岐阜県気候変動適応センター)

第三十八条 県は、適応法第十三条第一項に規定する気候変動適応を推進するための拠点として、岐阜県気候変動適応センターを設置する。

2 岐阜県気候変動適応センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供
- 二 気候変動影響及び気候変動適応に関する調査研究及びその成果の公表
- 三 気候変動影響及び気候変動適応に関する普及啓発
- 四 気候変動適応に関する県若しくは市町村の施策又は県民若しくは事業者の取組に対する技術的助言
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(事業者及び県民の取組)

第三十九条 事業者及び県民は、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報を収集し、気候変動適応のための取組を行うよう努めるものとする。

第五章 地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する教育及び学習等

第三十一条を第三十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(再生可能エネルギーの地産地消)

第三十四条 事業者、県民及び市町村は、温室効果ガスの排出を抑制するため、相互に連携し、及び協働して、地域資源を生かして創出した再生可能エネルギーを当該地域において効率的に利用するよう努めるものとする。

第三十条を第三十二条とし、同条の次に次の節名を付する。

第七節 再生可能エネルギーの利用等による地球温暖化対策

第二十九条中「第二十七条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の節名を付する。

第六節 森林の保全及び整備等による地球温暖化対策

第二十八条を第三十条とし、第二十五条から第二十七条までを二条ずつ繰り下げる。

第二十四条中「第二十二條第一項」を「第二十四條第一項」に改め、同条を第二十六条とし、同条の次に次の節名を付する。

第五節 建築物に係る地球温暖化対策

第二十三条を第二十五条とし、第十八条から第二十二條までを二条ずつ繰り下げ、第十七条を第十九条とし、同条の次に次の節名を付する。

第四節 自動車の使用に係る地球温暖化対策

第十六条を第十八条とする。

第十五条中「特定事業者及び第十二条第二項」を「第十三条第一項又は第二項」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条及び節名を加える。

(中小排出事業者に対する支援)

第十七条 県は、事業者に対し地球温暖化対策を促進するための技術的な助言その他の必要な支援を行うに当たっては、中小排出事業者に特に配慮するものとする。

第三節 日常生活に係る地球温暖化対策

第十四条の見出し中「公表」の下に「及び評価」を加え、同条中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に、「その」を「その」に改め、「公表する」の下に「とともに、その内容について評価を行う」を加え、同条に次の一項を加え、同条を第十五条とし、第十三条を第十四条とする。

2 知事は、前項の評価を行ったときは、規則で定めるところにより、その結果を公表するものとする。

第十二条第二項中「の事業者」の下に「(以下「中小排出事業者」という。)」を加え、同条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第八条及び第九条を削る。

第七条の見出しを「地球温暖化の防止に関する施策の実施」に改め、同条第二号中「いう」の下に、「以下同じ」を加え、同条第五号中「抑制を図る」を「抑制の」に改め、同条第十五号を第十七号とし、第十一号から第十四号までを二条ずつ繰り下げ、同条第十号中「再生可能エネルギー」の下に「及び水素エネルギー」を加え、同条を同条第十二号とし、同条第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

- 七 都市機能の集約の促進に関すること。
- 八 公共交通機関の利用者の利便の増進に関すること。

第七条を第九条とし、同条の次に次の一条及び節名を加える。

(県の事務及び事業における率先実施)

第十条 県は、自らの事務及び事業に関し、地球温暖化対策に関する計画を定めるとともに、次に掲げる温室効果ガスの排出の抑制のための措置を率先して講ずるものとする。

- 一 環境マネジメントシステムの円滑な運用に関すること。

- 二 環境物品等の調達の推進に関すること。
- 三 廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用に関すること。
- 四 自動車の燃料使用量の削減に関すること。
- 五 緑化の推進に関すること。
- 六 県産材の活用に関すること。
- 七 省エネルギーの推進に関すること。
- 八 再生可能エネルギー及び水素エネルギーの導入の推進に関すること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、温室効果ガスの排出の抑制のために必要な措置

第二章 地球温暖化防止・気候変動適応計画

第六條の次に次の一章、章名及び節名を加える。

第二節 事業活動に係る地球温暖化対策

（地球温暖化防止・気候変動適応計画）

第七條 知事は、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する計画（以下「地球温暖化防止・気候変動適応計画」という。）を定めるものとする。

2 地球温暖化防止・気候変動適応計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する中長期目標
- 二 前号の目標を達成するために必要な措置の実施に関する事項
- 三 気候変動適応に関する施策に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、地球温暖化防止・気候変動適応計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く事業者、県民等に意見を求めるものとする。

4 知事は、地球温暖化防止・気候変動適応計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、地球温暖化防止・気候変動適応計画の変更について準用する。

（地球温暖化対策等の実施状況の公表）

第八條 知事は、毎年、地球温暖化防止・気候変動適応計画に基づく地球温暖化対策等の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

第三章 地球温暖化対策

第一節 県による地球温暖化対策

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第十五條の規定は、令和四年四月一日以後に提出される温室効果ガス排出削減計画書、変更後の温室効果ガス排出削減計画書又は温室効果ガス排出削減計画実績報告書（以下「温室効果ガス排出削減計画書等」という。）について適用し、同日前に提出された温室効果ガス排出削減計画書等については、なお従前の例による。

（岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3 岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一六十六の四の項中「岐阜県地球温暖化防止基本条例」を「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例」に改め、同項第一号中「第十二條第一項」を「第十三條第一項」に、「規定により」を「規定による」に改め、同項第二号中「第十三條の規定により」を「第十四條の規定による」に改め、同項第三号中「第二十二條第一項」を「第二十四條第一項」に、「規定により」を「規定による」に改め、同項第四号中「第二十三條の規定により」を「第二十五條の規定による」に改め、同項第五号中「第二十七條第一項」を「第二十九條第一項」に、「規定により」を「規定による」に改める。

岐阜県犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第七号

岐阜県犯罪被害者等支援条例

目次

第一章 総則（第一条 第十一条）

第二章 基本的な施策（第十二條 第二十六條）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
 - 二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
 - 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安全に安心して暮らすことができるようになるための支援をいう。
 - 四 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
 - 五 再被害 犯罪被害者等が更なる犯罪等により受ける被害をいう。
 - 六 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。
- (基本理念)
- 第三条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として、行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に關係するものによる相互の連携及び協力の下で推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に關係するものとの適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、市町村が総合的かつ計画的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(市町村との連携協力)

第五条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策の実施に当たっては、市町村と相互に連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等である従業員に対し必要な支援を行い、及び県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(民間支援団体の責務)

第八条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(犯罪被害者等支援計画)

第九条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「犯罪被害者等支援計画」という。）を定めるものとする。

のとする。

2 犯罪被害者等支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 犯罪被害者等支援に関する基本方針

二 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策

三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、犯罪被害者等支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を聴くものとする。

4 県は、犯罪被害者等支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等支援計画の変更について準用する。

第十條 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に係るものと相互に連携し、及び協力して、総合的な犯罪被害者等支援の体制を整備するものとする。

(広域的な犯罪被害者等支援が必要な事案への対応)

第十一條 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生した場合において、当該事案の犯罪被害者等に対し、市町村の区域を超えた広域的な犯罪被害者等支援を行う必要があると認めるときは、市町村、民間支援団体その他関係団体と連携し、及び協力して、当該事案に対応するための態勢を整備し、必要な犯罪被害者等支援を行うものとする。

第二章 基本的な施策

(相談及び情報の提供等)

第十二條 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している法律問題その他の問題に係る相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第十三條 県は、犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むことができるようにするため、民間支援団体等と連携し、及び協力し、病院等への付添いその他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第十四條 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五條 県は、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六條 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに再被害及び二次的被害を防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七條 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図り、及び二次的被害を防止するため、事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十八條 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第十九條 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次的被害が生ずることのないよう配慮することの重要性について県民の理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育の実施等)

第二十條 県は、学校の設置者と連携し、児童、生徒等が犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次的被害が生ずることのないよう配慮することの重要性について理解を深めるための教育の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第二十一條 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進すること

ができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第二十二條 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等の犯罪被害者等支援を担う者（以下「支援従事者」という。）を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供)

第二十三條 県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようになるため、刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第二十四條 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉、生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれていた環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員等の配置、必要な施設の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報 の 適切な管理)

第二十五條 県は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報 を適切に管理しなければならない。支援従事者が個人情報を取り扱う場合も、同様とする。

(財政上の措置)

第二十六條 県は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例の一部改正)

2 岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（平成二十年岐阜県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 犯罪被害者等への支援等（第二十三条）」を削る。

第四章を削る。

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例及び岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第八号

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例及び岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(岐阜県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第一条 岐阜県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一五十の二の項第二号中「公告し、又は」を削り、「利用」の下に「その他の方法」を加え、同項第三号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十四号までの規定中「規定により」を「規定による」に改め、同項第十五号中「事由を認定する」を「認定をする」に改め、同項第十六号、第十七号、第十九号及び第二十二号中「規定により」を「規定による」に改める。

附 則

この条例は、令和三年六月九日から施行する。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第九号

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一三の表四の項を次のように改める。

<p>四 法第五十 五条第一項 飲食店営 業等許可 に規定する 飲食店営業 料 等の許可の 申請に対す る審査</p>		<p>1 食品衛生法施 行令（昭和二十 八年政令第二十 二十九号。以下 この表において 「施行令」とい う。）第三十五 条第一号に規定 する飲食店営業 に係るもの</p>		<p>2 施行令第三十 五条第二号に規 定する調理の機 能を有する自動 販売機により食 品を調理し、調 理された食品を 販売する営業に 係るもの</p>		<p>3 施行令第三十 五条第三号に規 定する食肉販売 業に係るもの</p>		<p>4 施行令第三十 五条第四号に規 定する魚介類販 売業に係るもの</p>			
イ 新規許可 の場合	一件につき	一六、〇〇〇	イ 新規許可 の場合	一件につき	九、六〇〇	イ 新規許可 の場合	一件につき	九、六〇〇	イ 新規許可 の場合	一件につき	九、六〇〇
ロ 継続許可 の場合	一件につき	一一、八〇〇	ロ 継続許可 の場合	一件につき	七、六八〇	ロ 継続許可 の場合	一件につき	七、六八〇	ロ 継続許可 の場合	一件につき	七、六八〇
ハ 短期に営 業する場合	一件につき	二、〇〇〇	ハ 短期に営 業する場合	一件につき	二、〇〇〇	ハ 短期に営 業する場合	一件につき	二、〇〇〇	ハ 短期に営 業する場合	一件につき	二、四〇〇

<p>5 施行令第三十 五条第五号に規 定する魚介類競 り売り営業に係 るもの</p>		<p>6 施行令第三十 五条第六号に規 定する集乳業に 係るもの</p>		<p>7 施行令第三十 五条第七号に規 定する乳処理業 に係るもの</p>		<p>8 施行令第三十 五条第八号に規 定する特別牛乳 搾取処理業に係 るもの</p>		<p>9 施行令第三十 五条第九号に規 定する食肉処理 業に係るもの</p>		<p>10 施行令第三十 五条第十号に規 定する食品の放 射線照射業に係 るもの</p>		<p>11 施行令第三十 五条第十一号に 規定する菓子製 造業に係るもの</p>		
イ 新規許可 の場合	一件につき	二一、〇〇〇	イ 新規許可 の場合	一件につき	九、六〇〇	イ 新規許可 の場合	一件につき	二一、〇〇〇	イ 新規許可 の場合	一件につき	二一、〇〇〇	イ 新規許可 の場合	一件につき	二一、〇〇〇
ロ 継続許可 の場合	一件につき	一六、八〇〇	ロ 継続許可 の場合	一件につき	七、六八〇	ロ 継続許可 の場合	一件につき	一六、八〇〇	ロ 継続許可 の場合	一件につき	一六、八〇〇	ロ 継続許可 の場合	一件につき	一六、八〇〇
ハ 短期に営 業する場合	一件につき	二一、〇〇〇	ハ 短期に営 業する場合	一件につき	二一、〇〇〇	ハ 短期に営 業する場合	一件につき	二一、〇〇〇	ハ 短期に営 業する場合	一件につき	二一、〇〇〇	ハ 短期に営 業する場合	一件につき	三、五〇〇

19 施行令第三十五号第十九号に		18 施行令第三十五号第十八号に規定する液卵製造業に係るもの		17 施行令第三十五号第十七号に規定する冰雪製造業に係るもの		16 施行令第三十五号第十六号に規定する水産製品製造業に係るもの		15 施行令第三十五号第十五号に規定する食肉製品製造業に係るもの		14 施行令第三十五号第十四号に規定する清涼飲料水製造業に係るもの		13 施行令第三十五号第十三号に規定する乳製品製造業に係るもの		12 施行令第三十五号第十二号に規定するアイスクリーム類製造業に係るもの	
イ 新規許可の場合		ロ 継続許可の場合		イ 新規許可の場合		ロ 継続許可の場合		イ 新規許可の場合		ロ 継続許可の場合		イ 新規許可の場合		ロ 継続許可の場合	
一件につき		一件につき		一件につき		一件につき		一件につき		一件につき		一件につき		一件につき	
二一、〇〇〇		一六、八〇〇		二一、〇〇〇		一六、八〇〇		二一、〇〇〇		一六、八〇〇		二一、〇〇〇		一一、二〇〇	
26 施行令第三十五号第二十六号に規定する複合		25 施行令第三十五号第二十五号に規定するそつざい製造業に係るもの		24 施行令第三十五号第二十四号に規定する麺類製造業に係るもの		23 施行令第三十五号第二十三号に規定する納豆製造業に係るもの		22 施行令第三十五号第二十二号に規定する豆腐製造業に係るもの		21 施行令第三十五号第二十一号に規定する酒類製造業に係るもの		20 施行令第三十五号第二十号に規定するみそ又はしょうゆ製造業に係るもの		規定する食用油脂製造業に係るもの	
イ 新規許可の場合		ロ 継続許可の場合		イ 新規許可の場合		ロ 継続許可の場合		イ 新規許可の場合		ロ 継続許可の場合		イ 新規許可の場合		ロ 継続許可の場合	
一件につき		一件につき		一件につき		一件につき		一件につき		一件につき		一件につき		一件につき	
二八、〇〇〇		一六、八〇〇		二一、〇〇〇		一一、二〇〇		一四、〇〇〇		一六、八〇〇		二一、〇〇〇		一六、〇〇〇	

別表第二三の表五の項中「第五十二條第一項」を「第五十五條第一項又は法第五十七條第一項」に改め、「旨」の下に「又は営業の届出を行った旨」を加え、「飲食店営業等

型そござい製造業に係るもの		口 継続許可の場合	一件につき	二二、四〇〇
27 施行令第三十五條第二十七号に規定する冷凍食品製造業に係るもの		イ 新規許可の場合 口 継続許可の場合	一件につき 一件につき	二二、〇〇〇 一六、八〇〇
28 施行令第三十五條第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業に係るもの		イ 新規許可の場合 口 継続許可の場合	一件につき 一件につき	二八、〇〇〇 二二、四〇〇
29 施行令第三十五條第二十九号に規定する漬物製造業に係るもの		イ 新規許可の場合 口 継続許可の場合	一件につき 一件につき	一〇、〇〇〇 八、〇〇〇
30 施行令第三十五條第三十号に規定する密封包装食品製造業に係るもの		イ 新規許可の場合 口 継続許可の場合	一件につき 一件につき	一六、〇〇〇 二二、八〇〇
31 施行令第三十五條第三十一号に規定する食品の小分け業に係るもの		イ 新規許可の場合 口 継続許可の場合	一件につき 一件につき	一〇、〇〇〇 八、〇〇〇
32 施行令第三十五條第三十二号に規定する添加物製造業に係るもの		イ 新規許可の場合 口 継続許可の場合	一件につき 一件につき	二二、〇〇〇 一六、八〇〇

許可証明書交付手数料」を「飲食店営業等許可等証明書交付手数料」に改め、同項の次に次のように加える。

六 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第十七第一号へに規定するふぐ処理者（以下この表において「ふぐ処理者」という。）の認定の申請に対する審査	ふぐ処理者認定申請手数料	一件につき	四、五〇〇
七 ふぐ処理者の認定に係る試験	ふぐ処理者試験手数料	一人につき	二二、〇〇〇
八 ふぐ処理者の認定証の書換交付	ふぐ処理者認定証書換交付手数料	一通につき	二、一〇〇
九 ふぐ処理者の認定証の再交付	ふぐ処理者認定証再交付手数料	一通につき	二、六〇〇

別表第二二十七の表三十三の項中「十一の項、十三の項」を「七の項、十の項」に、「十七の項、二十四の項、二十五の項、二十七の項又は三十の項」を「十六の項、十八の項、二十の項、二十二の項、二十九の項、三十の項、三十二の項又は三十五の項」に、「又は登録」を「認定、登録又は確認」に改め、同項を同表三十八の項とし、同表三十二の項中「十一の項、十三の項」を「七の項、十の項」に、「十七の項、二十四の項、

二十五の項、二十七の項又は三十の項」を「十六の項、十八の項、二十の項、二十二の項、二十九の項、三十の項、三十二の項又は三十五の項」に、「又は登録」を「認定、登録又は確認」に改め、同項を同表三十七の項とし、同表三十一の項中「第四十条の第四項」を「第四十条の第六項」に改め、同項を同表三十六の項とし、同表中三十の項を三十五の項とし、同表二十九の項中「第四十条の第二項」を「第四十条の第七項」に改め、同項を同表三十四の項とし、同表二十八の項中「第四十条の第二項」を「第四十条の第四項」に改め、同項を同表三十三の項とし、同表中二十七の項を三十二の項とし、同表二十六の項中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改め、同項を同表三十一の項とし、同表中二十五の項を三十の項とし、十七の項から二十四の項までを五項ずつ繰り下げ、同表十六の項中「第二十三条の第二項」を「第二十三条の第四項」に改め、同項を同表二十一の項とし、同表中十五の項を二十の項とし、十四の項を十九の項とし、十三の項を十八の項とし、同表十二の項中「第二十三条の第二項」を「第二十三条の第四項」に改め、同項を同表十七の項とし、同表中十一の項を十六の項とし、同表十の項中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同項を同表十四の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>十五 法第十四条の第二項等に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品等の製造工程の区分ごとの適合性の確認の申請に対する審査</p>	<p>1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和三年厚生労働省令第十七号。以下この表において「区分省令」といふ。）第二十三条に掲げる製造工程区分に係るもの</p>	<p>一件につき</p>	<p>一〇五、〇〇〇円に、当該確認に係る一製造販売業者ごとに一〇、〇〇〇円を、一品目ごと二、七〇〇円を加えた額</p>
	<p>2 区分省令第二条第四号に掲げる製造工程区分に係るもの</p>	<p>一件につき</p>	<p>六二、七〇〇円に、当該確認に係る一製造販売業者ごとに一〇、〇〇〇円を、一品目ごと一〇、〇〇〇円を加えた額</p>

	<p>3 区分省令第二条第五号又は第六号に掲げる製造工程区分に係るもの</p>	<p>二八、一〇〇円に、当該確認に係る一製造販売業者ごとに一〇、〇〇〇円を、一品目ごと一、二〇〇円を加えた額</p>
--	---	--

別表第二十七の表九の項中「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「又は法第八十条第一項」を「若しくは法第八十条第一項又は法第十四条の七の第二項」に改め、「の調査」の下に「又は確認」を加え、「医薬品等適合性調査手数料」を「医薬品等適合性調査等手数料」に改め、同項第一号中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に、「規定する製造工程を行う」を「掲げる区分に係る」に改め、同項第二号中「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第四号」に、「規定する製造工程を行う」を「掲げる区分に係る」に改め、同項第三号中「施行規則第二十六条第一項第五号、第二項第三号又は」を「法第十三条の二の第二項に規定する保管のみを行う製造所又は施行規則第二十五条第一項第五号、第二項第三号若しくは」に、「規定する製造工程を行う」を「掲げる区分に係る」に、「以下この表」を「第六号」に、「包装等製造所」を「特定保管製造所等」に改め、同項第六号中「包装等製造所」を「特定保管製造所等」に改め、同項を同表十三の項とし、同表中八の項を十二の項とし、同表七の項中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同項第一号中「第二十六条第一項第三号に規定する製造工程を行う」を「第二十五条第一項第四号に規定する製造工程を行う」に改め、同号口中「第二十六条第一項第五号に規定する製造工程を行う」を「第二十五条第一項第四号に規定する製造工程を行う」に改め、同号八中「第二十六条第一項第五号に規定する製造工程を行う」を「第二十五条第一項第五号に規定する製造工程を行う」に改め、同号口中「第二十六条第二項第二号に規定する製造工程を行う」を「第二十五条第二項第二号に掲げる区分に係る」に改め、同号口中「第二十六条第二項第二号に規定する製造工程を行う」を「第二十五条第二項第二号に掲げる区分に係る」に改め、同号八中「第二十六条第二項第三号に規定する製造工程を行う」を「第二十五条第二項第三号に掲げる区分に係る」に改め、同項第三号イ中「第二十六条第三項第一号に規定する製造工程を行う」を「第二十五条第三項第一号に掲げる区分に係る」に改め、

する地域連携 薬局又は専門 医療機関連携 薬局に係る認 定の更新の申 請に対する審 査	請手数
---	---------------------

別表第一四十六の表七の項第一号中「二八〇」を「二二〇」に改め、同項第三号口中「二、二八〇」を「二、二二〇」に改め、同項第四号水中「一、八七〇」を「一、八二〇」に改め、同項第五号口中「一、〇〇〇」を「九五〇」に改め、同表九の項第二号二中「一、八五〇」を「一、八九〇」に改め、同項第四号中「一、八五〇」を「一、七九〇」に改め、同項第五号口中「三、二六〇」を「三、一七〇」に改める。

附則
(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四項の規定 公布の日

二 別表第一四十六の表の改正規定 令和三年四月一日

三 別表第一三の表の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 令和三年六月一日

四 別表第二十七の表の改正規定 令和三年八月一日

(食品衛生法の施行に関する事務に係る経過措置)

2 前項第三号に掲げる規定の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号。以下「食品衛生法等改正法」という。)(第二条の規定による改正前の食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十二条第一項の許可(改正前の別表第一三の表四の項第一号八若しくは二、第二号八若しくは二又は第三号八若しくは二の区分に係る許可を除く。))を受けて食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第二百二十三号。以下「整備政令」という。)(第一条の規定による改正前の食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)(第三十五条各号の営業(整備政令第一条の規定による改正後の食品衛生法施行令(以下「新食品衛生法施行令」という。)(第三十五条各号の営業のいずれかに該当するものに限る。))を行っている者がその有効期間の満了後引き続き当該営業に係る食品衛生法等改正法第二条の規定による改正後の

食品衛生法(以下「新食品衛生法」という。)(第五十五条第一項の許可を受けようとする場合における当該許可の申請に対する審査に係る手数料の額は、改正後の別表第一三の表四の項の規定にかかわらず、改正後の同項各号に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ当該各号口の区分に掲げる額とする。

3 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の際現に岐阜県食品衛生法施行条例及び岐阜県暴力団排除条例の一部を改正する等の条例(令和二年岐阜県条例第四十八号)第三条の規定による廃止前の岐阜県食品衛生条例(昭和五十六年岐阜県条例第二十号)第四条の許可を受けて同条例第二条第一項第一号に規定するつげ物製造業を営んでいる者が令和六年六月一日までの間に新食品衛生法第五十五条第一項の許可(新食品衛生法施行令第三十五条第二十九号に規定する漬物製造業に係るものに限る。))を受けようとする場合における当該許可の申請に対する審査に係る手数料の額は、改正後の別表第一三の表四の項の規定にかかわらず、改正後の同項第二十九号口の区分に掲げる額とする。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事務に係る経過措置)

4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号)附則第十二条第七項、第九項又は第十一項の規定によりその例により行うことができることとされる同法第二条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十三年法律第四十五号)第六条の二第一項、第六条の三第一項、第十三条の二の二第一項、第十四条の二第一項又は第十四条の七の二第三項に規定する認定、登録又は確認の申請に対する審査については、附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日前において、改正後の別表第二十七の表三の項、十の項、十三の項又は十五の項の規定の例による額の手数を徴収することができる。

岐阜県感染症対策基本条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十号

岐阜県感染症対策基本条例等の一部を改正する条例

(岐阜県感染症対策基本条例の一部改正)

第一条 岐阜県感染症対策基本条例(令和二年岐阜県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「法附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を削る。

(岐阜県条例の一部改正)

第二条 岐阜県条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十九条第一項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）」である感染症」に改める。

(岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十三年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

付則第二十七項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第一条に規定するものをいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）」であるものに改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十一号

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例(平成十八年岐阜県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十条の三」に、「第二十三条」を「第二十四条」に改める。

第九条中「事項を遵守し」を「措置をとるよう努め」に改め、同条第二号中「首輪をつける等」を削り、「の措置をとるよう努める」を「首輪をつける等の措置をとる」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「感染症を予防し、及び」を「疾病の感染を防止するため、ワクチンを接種するとともに」に、「必要な措置をとるよう努める」を「不妊手術又は去勢手術をする」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 猫の健康及び安全を保持し、並びに周辺の生活環境を保全するため、屋内で飼養すること。

第二章第十条の次に次の二条を加える。

(多頭飼養の届出等)

第十条の二 犬又は猫の飼い主は、飼養施設において飼養する犬(生後九十日以下のものを除く。以下この条において同じ。))及び猫(生後九十日以下のものを除く。以下この条において同じ。))の合計数(同一の場所において二以上の飼養施設を設置する場合にあっては、これらの飼養施設において飼養する犬及び猫の合計数。第三項において同じ。))が十以上となったときは、その日から三十日以内に、飼養施設を設置する場所ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

二 飼養施設の所在地

三 飼養する犬又は猫の数、性別及び不妊手術又は去勢手術の実施数

四 飼養施設の構造

五 飼養の方法

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号(第二号を除く。))に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る飼養施設における飼養を廃止

したとき、又は飼養する犬及び猫の合計数が十未満となったときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならぬ。

4 前三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 法第十二条第一項第四号に規定する第一種動物取扱業者がその登録に係る飼養施設において犬又は猫を飼養する場合

二 法第二十四条の三第一項に規定する第二種動物取扱業者がその届出に係る飼養施設において犬又は猫を飼養する場合

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める場合

(助言又は指導)

第十條の三 知事は、前条第一項の規定による届出をした者の飼養する犬若しくは猫の健康及び安全を保持し、又は周辺の生活環境の保全を図るために必要な限度において、当該届出をした者に対し、その飼養施設の構造及び飼養の方法に関し必要な助言又は指導を行うことができる。

第二十三條の次に次の一条を加える。

第二十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第十條の二第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十條の二第三項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に飼養施設において飼養する犬及び猫(いずれも生後九十日以下のものを除く。以下この項において同じ。)の合計数(同一の場所において二以上の飼養施設を設置する場合にあっては、これらの飼養施設において飼養する犬及び猫の合計数)が十以上である犬又は猫の飼い主に対する改正後の第十條の二第一項の規定の適用については、同項中「となったときは、その日」とあるのは、「であるときは、岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(令和三年岐阜県条例第十一号)の施行の日」とする。

(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

3 岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一六十六の項中第十号を第十四号とし、第九号を第十三号とし、第八号を第十二号とし、同項第七号中「条例第十四条第一項の規定による」を「前号の」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第六号中「による」の下に「飼養する特定動物又は犬が人の生命又は身体に害を加えた旨の」を加え、同号を同項第十号とし、同項中第五号を第九号とし、第一号から第四号までを四号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第四号までとして次の四号を加える。

1 条例第十條の二第一項の規定による多頭飼養の届出を受けること。

2 条例第十條の二第二項の規定による多頭飼養の届出事項の変更の届出を受けること。

3 条例第十條の二第三項の規定による多頭飼養の廃止等の届出を受けること。

4 条例第十條の三の規定により必要な助言又は指導を行うこと。
別表第一六十六の項中「第四号」を「第八号」に、「第六号」を「第十号」に、「第八号」を「第十二号」に、「第十号」を「第十四号」に、「同欄第五号」を「同欄第九号」に、「同欄第七号」を「同欄第十一号」に改める。

岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十二号

岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第七条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第八条第二項中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。

3 軽費老人ホームは、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十七条第五項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

第二十二條第二号中「第三十三條」を「第三十四條」に改める。

第二十四條第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該軽費老人ホームは、職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十四條に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第二十四條の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十四條の二 軽費老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継

続計画の変更を行うものとする。

第二十六條第二項中「ように」を「よう」に改め、同項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第二十六條第二項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第二十八條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第三十三條第一項中「その再発」を「再発」に改め、同項第三号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第三十三條第一項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

第三十三條の次に次の二条を加える。

（虐待の防止）
第三十四條 軽費老人ホームは、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的

に実施すること。
四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（電磁的記録等）

第三十五条 軽費老人ホームは、作成、交付、保存その他これらに類するもののうちこの条例の規定において書画（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 軽費老人ホームは、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書画により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

（岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）
 第二条 岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。
 4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第七条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。
 七 虐待の防止のための措置に関する事項

第八条第二項中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、「行わなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。
 3 養護老人ホームは、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十二条第五項第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。
 第十六条第六項第一号に後段として次のように加える。
 この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

第二十一条第二号中「第二十九条」を「第三十条」に改める。
 第二十三条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該養護老人ホームは、職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十三条に次の一項を加える。
 4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。
 第二十三条の次に次の一条を加える。
 （業務継続計画の策定等）

第二十三条の二 養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において入所者に対する処遇を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。
 3 養護老人ホームは、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十四条第二項中「ように」を「よう」に改め、同項第一号に後段として次のように加える。
 この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第二十四条第二項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。
 第二十九条第一項中「その再発」を「再発」に改め、同項第三号に後段として次のように加える。
 この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことがで

きるものとする。

第二十九条第一項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第二十九条の次に次の二条を加える。

(虐待の防止)

第三十条 養護老人ホームは、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(電磁的記録等)

第三十一条 養護老人ホームは、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十六号)を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十一条の二」に、「第五章 ユニット型地域密着型

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(第四十八条 第五十条)」を「第

第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(第四

六章 雑則(第五十一条)

第十八条 第五十条)に改める。

第二条に次の一項を加える。

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第六条ただし書中「特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム(第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホーム(ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(第四十八条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。))を除く。以下この条において同じ。))」を「特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム(第十一条第六項に規定する地域密着型特別養護老人ホーム(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。))をいう。以下この条において同じ。))及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。))」にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き」を削る。

第七十条第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第八条第二項中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、「行わなければならない」を「行わなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 特別養護老人ホームは、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得ら

れるよう連携に努めなければならない。

第十五条第六項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことが出来るものとする。

第二十三条第二号中「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める。

第二十四条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該特別養護老人ホームは、職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十四条に次の一項を加える。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十四条の二 特別養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において入居者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十六条第二項中「ように」を「よう」に改め、同項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。

第二十六条第二項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止

のための訓練」を加える。

第三十一条第一項中「その再発」を「再発」に改め、同項第三号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。

第三十一条第一項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第二章第三十一条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十一条の二 特別養護老人ホームは、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。

二 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十三条に次の一項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第三十五条第四項第一号イ②ただし書中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ中⑤を削り、⑥を⑤とし、⑦から⑩までを⑥から⑨までとする。

第三十六条第八項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。

第四十条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームは、職員（看護師、准看

講師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、介護保険法施行令第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第四十条に次の一項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第四十二条中「第二十三条まで」の下に、「第二十四条の二」を加え、「第三十一条まで」を「第三十一条の二まで」に、「第二十三条第二項」を「第二十三条第一号」に改める。

第四十五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。

第四十五条第八項第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第四十六条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、当該運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、入所者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

第四十七条中「及び第三十一条」を「第三十一条及び第三十一条の二」に、「第二十三条第二項」を「第二十三条第二号」に、「第三十一条まで」を「第三十一条の二まで」に改める。

第四十九条第四項第一号イ②ただし書中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ中⑤を削り、⑥を⑤とし、⑦から⑩までを⑥から⑨までとする。

第五十条中「第二十三条まで」の下に、「第二十四条の二」を、「第三十一条の下に」、「第三十一条の二」を加え、「第二十三条第二項」を「第二十三条第二号」に、「第三十一条まで」を「第三十一条の二まで」に改める。

本則に次の一章を加える。

第六章 雑則

(電磁的記録等)

第五十一条 特別養護老人ホームは、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 特別養護老人ホームは、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができる方法)により行うことができる。

(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三章 特定福祉用具販売(第二百四十七条 第二百五十六条)」を「第十三章 特定福祉用具販売(第二百四十七条 第二百五十六条)」を「第十四章 雑則(第二百五十七条)」に改める。

第四条に次の二項を加える。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第二十九条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十条に次の一項を加える。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第三十条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十条の二 指定訪問介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十一条に次の一項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第三十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項

の規定による掲示に代えることができる。

第三十七条の見出しを「(市町村への協力等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第三十八条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十八条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十五条中「前節」を「第一節」に、「第二十条」を「第二十条第一項」に改める。

第五十三条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第五十三条の二 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、政令第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く）

に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならぬ。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第五十五条中「及び第三十条」を、「第三十条の二」に、「第九条中」を「第九条第一項中」に、「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改める。

第五十八条中「第三十条」を「第三十条の二」に、「第三十六条（第五項及び第六項を除く。）、第三十七条から第三十九条まで」を「から第三十九条まで（第三十六条第五項及び第六項を除く。）」に改める。

第七十八条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

第八十二条中「第九条中」を「第九条第一項中」に改める。

第八十七条第二項第六号中「対して」を「対し」に改め、同条第三項中「、歯科衛生士又は管理栄養士の」を「の行う」に改め、同項中第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあつた場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービス等の提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

五 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。

第八十七条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一 医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。

二 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

四 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

第九十条中「第九条中」を「第九条第一項中」に改める。

第九十八条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定通所介護事業者は、通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、政令第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第九十八条に次の一項を加える。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第一百零一条中「具体的計画」を「具体的な計画」に改め、「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。

2 指定通所介護事業者は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第一百零一条第二項中「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第百一条の二を第百一条の三とし、第百一条の次に次の一条を加える。

(地域との連携等)

第百一条の二 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第百三条中「第二十七条」の下に、「第三十条の二」を加え、「から第三十七条まで」を、「第三十六条、第三十八条の二」に改め、「第九十七条」と、「の下に」同項、第二十七条、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十八条の二第一号及び第三号中「を」を加え、「第三十二条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第百五条中「第二十六条、第二十七条」の下に、「第三十条の二」を加え、「から第三十七条まで」を、「第三十六条、第三十八条の二」に、「第三十二条」を「第三十二条第一項」に、「及び第三十二条」を「第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十八条の二第一号及び第三号」に、「及び第九十八条第三項」を「第九十八条第三項及び第四項並びに第百一条第二項第一号及び第三号」に改める。

第百二十四条中「第二十七条」の下に、「第三十条の二」を加え、「第三十七条」を「第三十八条の二」に改め、「第九十七条」と、「の下に」同項、第二十七条、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十八条の二第一号及び第三号中「を」を加え、「第二十号中」を「第二十条第一項中」に改め、「第三十二条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第百三十二条第二項中「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げ

る措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催すること。この結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第百三十四条中「第二十七条」の下に、「第三十条の二」を加え、「第九条中」を「第九条第一項中」に改め、「第九十八条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第百三十六条第一項第一号から第五号までの規定中「一人」を「二」に改め、同条第五項中「並びに」を「のうち一人以上及び」に、「及び」を「又は」に、「それぞれのうち一人」を「うち一人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第七項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の看護職員を配置しない場合においても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

第百三十八条第一項第二号イ中「第百条」を「第百条第一項」に改め、同号口中「第百条に規定する」を「第百条第一項の」に、「同条」を「同項」に改め、同条第四項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を「併設本体施設」に改める。

第百五十五条中「第二十六条」の下に、「第三十条の二」を、「第三十九条まで」の下に「第三十七条第二項を除く。」を、「第百一条」の下に「の規定」を、「おいて」の下に、「第三十条の二第二項」を、「第三十二条第一項」の下に「並びに第三

十八条の二第一号及び第三号」を、「第九十八条第三項」の下に「及び第四項並びに
第一百一条第二項第一号及び第三号」を加える。

第五十八号第一項第二号イ中「第百条」を「第百条第一項」に改め、同号口中
「第百条に規定する」を「第百条第一項の」に、「同条」を「同項」に改め、同条第
六項第一号イ⁽²⁾ただし書中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則とし
ておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ中⁽⁴⁾を削り、
(5)を(4)とする。

第六十四号第三号中「及び第二号」を削る。

第六十五号第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生
活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する
者、政令第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認
知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなら
ない。

第六十五号に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活
介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関
係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入
所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要
な措置を講じなければならない。

第六十七号の三中「第二十六号」の下に「第三十条の二」を、「第三十九条
まで」の下に「第三十七号第二項を除く。」を加え、「第三十二条中」を「第三十
条の二第二項中」「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる
従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）と、第三十二条第一項中
に改め、「同じ。）」と、の下に「同項並びに第三十八条の二第一号及び第三号中」を
加え、「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活
介護従業者」という。）を「共生型短期入所生活介護従業者」に改め、「第九十八
条第三項」の下に「及び第四項並びに第一百一条第二項第一号及び第三号」を加える。

第七十三号中「第二十六号」の下に「第三十条の二」を加え、「第三十六
条（第五項及び第六項を除く。）、第三十七号」を削り、「第三十九号まで」の下に
「第三十六号第五項及び第六項並びに第三十七号第一項を除く。」を加え、「第二十

条中」を「第二十号第一項中」に、「第三十二条中」を「第三十条の二第二項、第三
十二条第一項並びに第三十八条の二第一号及び第三号中」に改め、「第九十八号第三
項」の下に「及び第四項並びに第一百一条第二項第一号及び第三号」を加える。

第七十七号中「介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）」を「政令」に
改める。

第八十九号中「第二十六号」の下に「第三十条の二」を、「第三十九条まで」
の下に「第三十七号第二項を除く。」を加え、「第三十二条中」を「第三十条の二第
二項、第三十二条第一項並びに第三十八条の二第一号及び第三号中」に改め、「第九
十八号第三項」の下に「及び第四項」を加え、「第三十九号中」を「第三十二条
第二項第一号及び第三号中」「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所
療養介護従業者」と、第百三十九号第一項中」に改める。

第九十九号第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療
養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する
者、政令第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認
知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなら
ない。

第九十九号に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養
介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関
係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入
所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要
な措置を講じなければならない。

第二百十号第六項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことがで
きるものとする。

第二百十七号第四項に後段として次のように加える。

この場合において、指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者（看
護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、政令第三条第
一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基
礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百七条に次の一項を加える。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならぬ。

第二百一十一条中「第二十六条」の下に「第三十条の二」を、「第三十五条」の下に「第三十六条、第三十八条」を加え、「第三十二条第一項」を「第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十八条の二第一号及び第三号」に改め、「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」との下に「第一百一条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」とを加える。第二百三十一条中「第二十六条」の下に「第三十条の二」を、「第三十五条」の下に「第三十六条、第三十八条」を、「おいて」の下に「第三十条の二第二項並びに第三十八条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」とを、「指定特定施設の従業者」との下に「第一百一条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」とを加える。第二百四十一条に次の一項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会には、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第二百四十二条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることによ

り、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二百四十四条中「第二十六条」の下に「第三十条の二」を加え、「及び第二項」を「第二項及び第四項」に改め、「第二百三十八条」と「の下に「同項、第三十条の二第二項並びに第三十八条の二第一号及び第三号中」を、「サービス利用」との下に「同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」とを加える。

第二百四十六条中「第二十六条」の下に「第三十条の二」を加え、「第三十六条（第五項及び第六項を除く。）、第三十七条」を削り、「第三十九条まで」の下に「（第三十六条第五項及び第六項を除く。）」を加え、「及び第二項」を「第二項及び第四項」に改め、「第二百三十八条」と「の下に「同項、第三十条の二第二項並びに第三十八条の二第一号及び第三号中」を、「利用」との下に「同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」とを加える。

第二百五十六条中「第二十六条」の下に「第三十条の二」を加え、「及び第二項、第二百三十六条」を「第二項及び第四項、第二百三十六条（第三項を除く。）」に改め、「第二百三十八条」と「の下に「同項、第三十条の二第二項、第三十一条第三項第一号及び第三号並びに第三十八条の二第一号及び第三号中」を加え、「第二百三十六条中」を「同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、「第二百三十六条第二項中」に、「第二百三十九条」を「第二百三十九条第一項」に改める。

本則に次の一章を加える。

第十四章 雑則

(電磁的記録等)

第二百五十七条 指定居宅サービス事業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの（第十二条第一項（第四十条の三、第四十五条、第五十五条、第五十八条、第七十三条、第八十二条、第九十条、第百三条、第百五条、第百二十四条、第百三十四条、第百五十五条（第百六十七条において準用する場合を含む。）、第百六十七条の三、第百七十三条、第百八十九条（第二百一条において準用する場合を含む。）、第二百一十一条、第二百三十一条、第二百四十四条、第二

百四十六条及び第二百五十六条において準用する場合を含む。)及び第二百八条第一項(第二百三十一条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

(岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第二百五

十条・第二百五十一条)を「第二節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第二百五十一条)を第十四章 雑則(第二百五十二条)

する基準(第二百五十条・第二百五十一条)に改める。

第四条に次の二項を加える。

3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第五十四条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十四条の二第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)以下「政令」という。)第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十四条の二に次の一項を加える。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第五十四条の二の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第五十四条の二の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第五十四条の三に次の一項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第五十四条の四第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第五十四条の九の見出しを「市町村への協力等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第五十四条の十の次に次の一条を加える。
(虐待の防止)

第五十四条の十の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第七十条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第七十条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第七十二条中「第五十四条の二」を「第五十四条の二の二」に改める。

第八十二条中「第五十四条の二」を「第五十四条の二の二」に、「及び第六十六条」を「第六十六条及び第七十条の二」に、「読み替える」を「第七十条の二中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替える」に改める。

第八十三条第五項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該ハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

第九十一条中「第五十四条の二」を「第五十四条の二の二」に、「及び第六十六条」を「第六十六条及び第七十条の二」に、「読み替える」を「第七十条の二中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替える」に改める。

第九十二条第四項第六号中「場合について」を「とき」に、「対して」を「対し」に改め、同条第五項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画

の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

五 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。

六 前号のサービス担当者会議への参加によることが困難なときは、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。

第九十二条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

六 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一 医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。

二 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

四 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

第百十五条の二第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防所リハビリテーション事業者は、介護予防所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、政令第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第百十五条の二に次の一項を加える。

4 指定介護予防所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第百十五条の四中「具体的計画」を「具体的な計画」に改め、「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。

2 指定介護予防所リハビリテーション事業者は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第百十六条第二項中「に必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を、「次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定介護予防所リハビリテーション事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定介護予防所リハビリテーション事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防所リハビリテーション事業者において、介護予防所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第百十八条中「第五十一条の三」の下に、「第五十四条の二の二」を加える。

第百二十四条第五項中「並びに」を「のうち一人以上及び」に、「及び」を「又は」に、「それぞれのうち一人」を「うち一人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第七項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の看護職員を配置しない場合においても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

第百二十六条第一項第二号イ中「第百十五条の四」を「第百十五条の四第一項」に改め、同号ロ中「第百十五条の四に規定する」を「第百十五条の四第一項の」に、「同条」を「同項」に改め、同条第四項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を「併設本体施設」に改

める。

第百三十三条の第二項中「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第百三十六条中「第五十三条」の下に、「第五十四条の二の二」を、「第五十四条の十一まで」の下に、「第五十四条の九第二項を除く。」を、「おいて」の下に、「第五十四条の二の二第二項、第五十四条の四第一項並びに第五十四条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」とを加え、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」とを削り、「第百十五条の二第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第百四十七条第一項第二号イ中「第百十五条の四」を「第百十五条の四第一項」に改め、同号ロ中「第百十五条の四に規定する」を「第百十五条の四第一項の」に、「同条」を「同項」に改め、同条第六項第一号イ②ただし書中「及び第百五十一条」を削り、「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ③ただし書を削る。

第百五十条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、政令第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第百五十条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第百五十七条の三中「第五十三条」の下に、「第五十四条の二の二」を、「第五十四条の十一まで」の下に、「第五十四条の九第二項を除く。」を、「場合において」の下に、「第五十四条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者」という。）を、「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」に改め、「第百十五条の二第三項」の下に「及び第四項」を加え、「及び第百三十一条」を、「第百三十一条並びに第百三十三条の二第二項第一号及び第三号」に改める。

第百六十三条中「第五十三条」の下に、「第五十四条の二の二」を加え、「第五十四条の七まで、第五十四条の八（第五項及び第六項を除く）、第五十四条の九から」を削り、「第五十四条の十一まで」の下に、「第五十四条の八第五項及び第六項並びに第五十四条の九第二項を除く。」を加え、「第五十四条の四第一項中「第五十四条」とあるのは「第百六十三条において準用する第百三十二条」と、「第五十四条の二の二第二項、第五十四条の四第一項並びに第五十四条の十の二第一号及び第三号中」に、「第百十五条の二第三項」を「第五十四条の四第一項中「第五十四条」とあるのは「第百六十三条において準用する第百三十二条」と、第百十五条の二第三項及び第四項」に改める。

第百六十七条中「介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）」を「政令」に改める。

第百七十三条中「第五十三条」の下に、「第五十四条の二の二」を、「第五十四条の十一まで」の下に、「第五十四条の九第二項を除く。」を、「おいて」の下に、「第五十四条の二の二第二項、第五十四条の四第一項並びに第五十四条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護

従業者」とを加え、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第百十五條の二第三項を「第百十五條の二第三項及び第四項並びに第百十六條第二項第一号及び第三号」に改める。

第百八十六條第四項に後段として次のように加える。
 この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、政令第三條第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第百八十六條に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。
 第二百二條第三項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第二百四條第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、政令第三條第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百四條に次の一項を加える。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第二百八條中「第五十三條まで」の下に、「第五十四條の二の二」を、「第五十四

條の十一まで」の下に（第五十四條の九第二項を除く。）を加え、「第五十二條及び」を「第五十二條、第五十四條の二の二第二項、第五十四條の十の二第一号及び第三号並びに」に改め、「第二百三條」との下に、「第百三十三條の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」とを加える。

第二百二十四條中「第五十三條まで」の下に、「第五十四條の二の二」を、「第五十四條の十一まで」の下に（第五十四條の九第二項を除く。）を、「第五十二條」の下に、「第五十四條の二の二第二項並びに第五十四條の十の二第一号及び第三号」を、「受託介護予防サービス事業所」との下に、「第百三十三條の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」とを加える。

第二百二十八條第一項中「第三條の二第二項」を「第四條第一項」に改める。

第二百三十四條に次の一項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。「この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。」

二 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第二百三十五條中第三項を第四項とし、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第二百三十七條中「第五十三條」の下に、「第五十四條の二の二」を加え、「及び第二項」を、「第二項及び第四項」に改め、「第二百三十一條」と「の下に」同項

第五十四条の二の二第二項並びに第五十四条の十の二第一号及び第三号中「サービ
ス利用」との下に「同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」
とあるのは「福祉用具専門相談員」とを加える。

第二百四十一条中「第五十条の二から」を「第四十九条の二、第五十条の二から」
に改め、「第五十三条の下に」を「第五十四条の二の二」を加え、「第五十四条の七
まで、第五十四条の八（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の九から」を削り、
「第五十八条の二」を「第五十四条の八第五項及び第六項を除く。」に、「及び第
二項」を「第二項及び第四項」に改め、「第二百三十一条」と「の下に」同項、第
五十四条の二の二第二項並びに第五十四条の十の二第一号及び第三号中「を、「利用」
と」の下に「同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは
「福祉用具専門相談員」とを加える。

第二百四十九条中「第五十三条」の下に「第五十四条の二の二」を加え、「及び
第二項」を「第二項及び第四項」に改め、「第二百三十一条」と「の下に」同項、
第五十四条の二の二第二項、第五十四条の三第三項第一号及び第三号並びに第五十四
条の十の二第一号及び第三号中「を、「サービス利用」と」の下に「同条第四項中
「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、
」を加える。
本則に次の一章を加える。

第十四章 雑則
(電磁的記録等)

第二百五十二条 指定介護予防サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する
もののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、
副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載
された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規
定されている又は想定されるもの（第五十条の五第一項（第六十条、第七十二条、
第八十二条、第九十一条、第一百八条、第一百三十六条（第一百五十二条において準用
する場合を含む。）、第一百五十七条の三、第六十三号、第七十三号（第八十八
条において準用する場合を含む。）、第二百八条、第二百二十四条、第二百三十七号
第二百四十一条及び第二百四十九条において準用する場合を含む。）及び第二百
第一項（第二百二十四条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するも
のを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式

磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録
であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うこ
とができる。

2 指定介護予防サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに
類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面によ
り行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方
の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知
覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

(岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の
一部改正)

第六条 岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条
例（平成二十四年岐阜県条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準
(第四十四条 第五十五条)」を 「第三章 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備及
び運営に関する基準 (第四十四条 第五十五条)」に改める。

第四条に次の二項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体
制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなけ
ればならない。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、
法第八十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、
適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第五条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第三項ただし書
中「指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設（第四十四条に規定
するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。
以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指
定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員
（第五十三条第二項の規定により配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福
祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス

業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第百五十八条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定地域密着型サービス基準第百六十七条第二項の規定により配置される看護職員に限る。）を除き、同条第九項中「指定地域密着型サービス基準」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）」に改める。

第十六条第六項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

第十七条第二項第五号に後段として次のように加える。

この場合において、当該サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならぬ。

第二十二條の次に次の二條を加える。

（栄養管理）

第二十二條の二 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第二十二條の三 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十八條第五号中「身体的拘束等」を「第十六条第五項の規定により身体的拘束等」に改める。

第二十九條中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十條第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第三十條の次に次の一項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第三十條の次に次の一條を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十條の二 指定介護老人福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十二條中「具体的計画」を「具体的な計画」に改め、「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三十三條第二項中「ように」を「よう」に改め、同項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第三十三條第二項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同項第四号中「及び」を「又は」に改める。

第三十五條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第

一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十一条第一項中「その再発」を「再発」に改め、同項第三号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第四十一条第一項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十一条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十一条の二 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十五条に次の二項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十六条第二項第一号イ②ただし書中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号

イ中(4)を削り、(5)を(4)とする。

第四十八条第八項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第五十三条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、介護保険法施行令第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十三条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第五十五条中「第二十八条まで」の下に、「第三十条の二」を、「第十七条」と、「の下に」「第二十八条第五号及び」を加える。

本則に次の一章を加える。

第四章 雑則

(電磁的記録等)

第五十六条 指定介護老人福祉施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいふ。以下この条において同じ。)により行うことが規定されている又は想定されるもの(第十条第一項(第五十五条において準用する場合を含む。))及び第十三条第一項(第五十五条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいふ。)により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」といふ。)のうち、この条例の規定において書面により行うこと

が規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができる方法を用いる。）により行うことができる。

（岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第七条 岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 ユニット型介護老人保健施設の施設、設備及び運営に関する基準

（第四十三条 第五十四条）」を「第三章 ユニット型介護老人保健施設の施設、設備及び運営に関する基準（第四十三条 第五十四条）」を

「第三章 雑則（第五十五条）」に改める。

第三条に次の二項を加える。

4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第三項ただし書中「介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設（第四十三条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き」を削り、同条第五項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、「有しない」を「置かない」に改め、同条第七項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第六条第一項第一号ロ（イ）中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改め、同号ロ（エ）中「第三十二条に規定する」を「第三十二条第一項の」に、「同条」を「同項」に改める。

第十六条第六項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以

下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

第十七条第二項第五号に後段として次のように加える。
この場合において、当該サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

第二十条の次に次の二条を加える。

（栄養管理）

第二十条の二 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第二十条の三 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十九条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護老人保健施設は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第三十条に次の一項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第三十条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十条の二 介護老人保健施設は、感染症又は非常災害の発生時において入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十二条中「具体的計画」を「具体的な計画」に改め、「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三十三条第二項中「ように」を「よう」に改め、同項第一号中「又は」を「及び」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第三十三条第二項第二号中「又は」を「及び」に改め、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第三十五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項の重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十条第一項中「その再発」を「再発」に改め、同項第三号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第四十条第一項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（虐待の防止）

第四十条の二 介護老人保健施設は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十四条に次の二項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十五条第四項第一号①中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改め、同号②中「第三十二条に規定する」を「第三十二条第一項の」に、「同条」を「同項」に改める。

第四十七条第八項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第五十二条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護老人保健施設は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、介護保険法施行令第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十二条に次の一項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動で

あつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第五十四条中「第二十条」を「第二十条の三」に改め、「第二十八条まで」の下に「第三十条の二」を加え、「第四十二条第二項第二号中「第十二条第四項」とあるのは「第五十四条において準用する第十二条第四項」と、「第四十二条第二項第三号中「第十三条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第十三条第二項」と及び「第四十二条第二項第五号中「第二十五条」とあるのは「第五十四条において準用する第二十五条」とを削り、「準用する第四十条第三項」との下に「第四十二条第二項第二号中「第十二条第四項」とあるのは「第五十四条において準用する第十二条第四項」と、「第四十二条第二項第三号中「第十三条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第十三条第二項」とを、「第四十七条第七項」との下に「第四十二条第二項第五号中「第二十五条」とあるのは「第五十四条において準用する第二十五条」とを加える。

第四章 雑則

(電磁的記録等)

第五十五条 介護老人保健施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されている又は想定されるもの(第十条第一項(第五十四条において準用する場合を含む。))及び第十三条第一項(第五十四条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 介護老人保健施設は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

(岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第八条 岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 ユニット型指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準(第四十二条 第五十四条)」を「第三章 ユニット型指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準(第四十二条 第五十四条)」と改める。

3 第三条に次の二項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条第一項第一号中「薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 栄養士又は管理栄養士 療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

第四条第三項第一号中「薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

第四条第五項中「第一項第五号及び第三項第六号」を「第一項第六号及び第三項第七号」に改め、同条第六項ただし書中「指定介護療養型医療施設(ユニット型指定介護療養型医療施設(第四十二条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。))にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き」を削り、同条第七項中「第一項第五号、第三項第六号」を「第一項第六号、第三項第七号」に改める。

第十七条第六項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

第十八条第二項第五号に後段として次のように加える。

この場合において、当該サービスマン担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、入院患者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者又はその家族の同意を得なければならぬ。

第二十條の次に次の二條を加える。

(栄養管理)

第二十條の二 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二十條の三 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十八條第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二十九條第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、介護保険法施行令第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十九條に次の一項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第二十九條の次に次の一條を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十九條の二 指定介護療養型医療施設は、感染症又は非常災害の発生時において入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十一條中「具体的計画」を「具体的な計画」に改め、「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三十二條第二項中「ように」を「よう」に改め、同項第一号中「又は」を「及び」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第三十二條第二項第二号中「又は」を「及び」に改め、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第三十四條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十九條第一項中「その再発」を「再発」に改め、同項第三号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第三十九條第一項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十九條の次に次の一條を加える。

(虐待の防止)

第三十九条の二 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十三条に次の二項を加える。
3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十四条第二項第一号イ②ただし書中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ④を削り、⑤を④とする。

第四十七条第八項中「ユニット型介護療養型医療施設」を「ユニット型指定介護療養型医療施設」に改め、同項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第五十二条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、介護保険法施行令第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十二条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第五十四条中「第二十条」を「第二十条の三」に改め、「第二十七条まで」の下に「、第二十九条の二」を加え、「第四十一条第二項第二号中「第十四条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第十四条第二項」と及び「第四十一条第二項第四号中「第二十四条」とあるのは「第五十四条において準用する第二十四条」とを削り、「準用する第三十九条第三項」との下に「第四十一条第二項第二号中「第十四条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第十四条第二項」とを、「第四十七条第七項」との下に「第四十一条第二項第四号中「第二十四条」とあるのは「第五十四条において準用する第二十四条」とを加える。

第四章 雑則

(電磁的記録等)

第五十五条 指定介護療養型医療施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）及び第十四条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）並びに次に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附則第九項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。
 附則第十項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、
 同項第一号中「薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第六号を第七
 号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床
 の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

附則第十一項及び第十二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十
 一日」に改める。

(岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一
 部改正)

第九条 岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
 (平成三十年岐阜県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 ユニット型介護医療院の施設、設備及び運営に関する基準(第四
 十三条 第五十四条)」を 「第三章 ユニット型介護医療院の施設、設備及び運営に
 関する基準(第四十三条 第五十四条)」に改める。

第三条に次の二項を加える。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を
 行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない
 。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二
 第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に
 行うよう努めなければならない。

第四条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第三項た
 だし書中「介護医療院(ユニット型介護医療院を除く。以下この項において同じ。)
 にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介
 護職員を除き」を削る。

第六条第一項第一号ロ(1)中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改め、同号ロ
 (2)中「第三十二条に規定する」を「第三十二条第一項の」に、「同条」を「同項」に
 改める。

第十六条第六項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以
 下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。

第十七条第二項第五号に後段として次のように加える。

この場合において、当該サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して
 行うことができるものとし、入所者又はその家族が参加する場合にあつては、テ
 レビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければなら
 ない。

第二十條の次に次の二條を加える。

(栄養管理)
 第二十條の二 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日
 常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わ
 なければならない。

(口腔衛生の管理)
 第二十條の三 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活
 を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた
 口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十九條中第九號を第十號とし、第八號を第九號とし、第七號を第八號とし、第
 六號の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十條第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護医療院は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、
 介護支援専門員等の資格を有する者、介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二
 号)第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症
 介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
 第三十條に次の一項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場にお
 いて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要か
 つ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため
 の方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第三十條の次に次の一條を加える。

第三十條の次に次の一條を加える。

第三十條の次に次の一條を加える。

第三十條の次に次の一條を加える。

第三十條の次に次の一條を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十条の二 介護医療院は、感染症又は非常災害の発生時において入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十二条中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。
2 介護医療院は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三十三条第二項中「ように」を「よう」に改め、同項第一号中「又は」を「及び」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第三十三条第二項第二号中「又は」を「及び」に改め、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第三十五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 介護医療院は、前項の重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第四十条第一項中「その再発」を「再発」に改め、同項第三号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第四十条第一項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第四十条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十条の二 介護医療院は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第四十四条に次の二項を加える。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十五条第四項第一号①中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改め、同号②中「第三十二条に規定する」を「第三十二条第一項の」に、「同条」を「同項」に改める。

第四十七条第八項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第五十二条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護医療院は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、介護保険法施行令第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十二条に次の一項を加える。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務

上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第五十四条中「第二十条」を「第二十条の三」に改め、「第二十八条まで」の下に「第三十条の二」を加える。
本則に次の一章を加える。

第四章 雑則

(電磁的記録等)

第五十五条 介護医療院は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されている又は想定されるもの(第十条第一項(第五十四条において準用する場合を含む。))及び第十三条第一項(第五十四条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 介護医療院は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができる方法)を用いることができる。により行うことができる。

8 省令附則第十一条に規定する介護医療院の浴室については、第五条第二項第三号口及び第四十五条第二項第二号口の規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。))第二条第四項及び第三十四条、第二条の規定による改正後の岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新養護老人ホーム基準条例」という。))第二条第四項及び第三十条、第三条の規定による改正後の岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。))第二条第五項(新特別養護老人ホーム基準条例第四十七条において準用する場合を含む。))、第三十一条の二(新特別養護老人ホーム基準条例第四十二条、第四十七条及び第五十条において準用する場合を含む。))及び第三十三条第三項(新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。))、第四条の規定による改正後の岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。))第四条第三項及び第三十八条の二(新指定居宅サービス等基準条例第四十条の三、第四十五条、第五十五条、第五十八条、第七十三条、第八十二条、第九十条、第九十三条、第九十五条、第二百二十四条、第三百三十四条、第三百五十五条(新指定居宅サービス等基準条例第六十七條において準用する場合を含む。))、第六十七條の三、第七十三條、第八十九條(新指定居宅サービス等基準条例第二百一一条において準用する場合を含む。))、第二百一一条、第二百三十一條、第二百四十四條、第二百四十六條及び第二百五十六條において準用する場合を含む。))、第五条の規定による改正後の岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。))第四条第三項及び第五十四条の十の二(新指定介護予防サービス等基準条例第六十条、第七十二条、第八十二条、第九十一条、第一百八条、第三十六條(新指定介護予防サービス等基準条例第五十二条において準用する場合を含む。))、第一百五十七條の三、第一百六十三條、第一百七十三條(新指定介護予防サービス等基準条例第八十八條において準用する場合を含む。))、第二百八条、第二百二十四条、第二百三十七條、第二百四十一条及び第二百四十九条において準用する場合を含む。))、第六条の規定による改正後の岐阜県指定介護老人福祉施設基準条例(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。))第四条第四項、第四十一条の二(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。))及び第四十五条第三項、第七条の規定による改正後の岐阜県介護老人保健施設設置の人員、施設

設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第三項第四項、第四十条の二（新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第三項、第八十条の規定による改正後の岐阜県指定介護療養型医療施設設置基準条例（以下「新指定介護療養型医療施設設置基準条例」という。）第三項第四項、第三十九条の二（新指定介護療養型医療施設設置基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）及び第四十三条第三項並びに第九十条の規定による改正後の岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第三項第四項、第四十条の二（新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、新軽費老人ホーム基準条例第七條、新養護老人ホーム基準条例第七條、新特別養護老人ホーム基準条例第七條（新特別養護老人ホーム基準条例第四十七条において準用する場合を含む。）及び第三十四条（新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス等基準条例第二十九条（新指定居宅サービス等基準条例第四十条の三及び第四十五条において準用する場合を含む。）、第五十三条（新指定居宅サービス等基準条例第五十八条において準用する場合を含む。）、第七十一条、第八十条、第八十一条、第九十一条（新指定居宅サービス等基準条例第五十五条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第百三十一条（新指定居宅サービス等基準条例第六十七條の三及び第七十三条において準用する場合を含む。）、第百六十四條、第百八十六條、第百九十八條、第二百一十六条、第二百二十八條及び第二百三十八條（新指定居宅サービス等基準条例第二百四十六條及び第二百五十六條において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準条例第五十四条（新指定介護予防サービス等基準条例第六十条において準用する場合を含む。）、第七十条、第八十条、第八十一条、第百一十五条、第百三十二条（新指定介護予防サービス等基準条例第百五十七條の三及び第百六十三條において準用する場合を含む。）、第百四十九條、第百七十条、第百八十五条、第二百三條、第二百一十一条及び第二百三十一条（新指定介護予防サービス等基準条例第二百四十一条及び第二百四十九條において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設設置基準条例第二十九條及び第五十二条、新介護老人保健施設設置基準条例第二十九條及び第五十一条、新指定介護療養型医療施設設置基準条例第二十八條及び第五十一条並びに新介護医療院基準条例第二十九條及び第五

十一條の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、新指定居宅サービス等基準条例第九十八條中「第百八十六條各号」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項を定めておくよう努めるとともに、第百八十六條各号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第八十五条中「第百七十条各号」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、第百七十条各号」とする。

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第二十四条第三項、新養護老人ホーム基準条例第二十三條第三項、新特別養護老人ホーム基準条例第二十四条第三項（新特別養護老人ホーム基準条例第四十七条において準用する場合を含む。）及び第四十条第四項（新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス等基準条例第五十三条の二第三項（新指定居宅サービス等基準条例第五十八条において準用する場合を含む。）、第九十八條第三項（新指定居宅サービス等基準条例第五十五条、第百二十四條、第百三十四條、第百五十五條、第百六十七條の三、第百七十三條及び第百八十九條において準用する場合を含む。）、第百六十五條第四項、第百九十九條第四項及び第二百一十七條第四項（新指定居宅サービス等基準条例第二百三十一条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準条例第五十四条の二第三項（新指定介護予防サービス等基準条例第六十条において準用する場合を含む。）、第百一十五条の二第三項（新指定介護予防サービス等基準条例第六十六條、第百五十七條の三、第百六十三條及び第百七十三條において準用する場合を含む。）、第百五十條第四項、第百八十六條第四項及び第二百四條第四項（新指定介護予防サービス等基準条例第二百二十四條において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設設置基準条例第三十條第三項及び第五十二條第四項、新指定介護療養型医療施設設置基準条例第二十九條第三項及び第五十二條第四項並びに新介護医療院基準条例第三十條第三項及び第五十二條第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

4 （業務継続計画の策定等に係る経過措置）
この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準条

例第二十四条の二、新養護老人ホーム基準条例第二十三条の二、新特別養護老人ホーム基準条例第二十四条の二（新特別養護老人ホーム基準条例第四十二条、第四十七条及び第五十条において準用する場合を含む）、新指定居宅サービス等基準条例第三十条の二（新指定居宅サービス等基準条例第四十条の三、第四十五条、第五十五条、第五十八条、第七十三条、第八十二条、第九十条、第一百零三条、第一百五十五条、第一百二十四条、第三十三条、第四十四条、第五十五条、第六十六条、第七十七条において準用する場合を含む）、第百六十七条の三、第百七十三条、第百八十九条（新指定居宅サービス等基準条例第二百一条において準用する場合を含む）、第二百一十一条、第二百三十一条、第二百四十四条、第二百四十六条及び第二百五十六条において準用する場合を含む）、新指定介護予防サービス等基準条例第五十四条の二（新指定介護予防サービス等基準条例第六十条、第七十二条、第八十二条、第九十一条、第一百八条、第百三十六条（新指定介護予防サービス等基準条例第五十二条において準用する場合を含む）、第百五十七条の三、第百六十三条、第百七十三条（新指定介護予防サービス等基準条例第八十八条において準用する場合を含む）、第二百八条、第二百二十四条、第二百三十七条、第二百四十一条及び第二百四十九条において準用する場合を含む）、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十条の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む）、新介護老人保健施設基準条例第三十条の二（新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む）、並びに新介護医療院基準条例第三十条の二（新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む）、並びに新介護医療院基準条例第三十条の二（新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む）の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは、「講じよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは、「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは、「行うよう努める」とする。

（介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

5 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第二十六条第二項第三号、新養護老人ホーム基準条例第二十四条第二項第三号、新特別養護老人ホーム基準条例第二十六条第二項第三号（新特別養護老人ホーム基準条例第四十二条、第四十七条及び第五十条において準用する場合を含む）、新指定介護老人福祉施設基準条例第二十三条第二項第三号（新指定介護老人福祉施設基準条例

第五十五条において準用する場合を含む）、新介護老人保健施設基準条例第三十三条第二項第三号（新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む）、新指定介護療養型医療施設基準条例第三十二条第二項第三号（新指定介護療養型医療施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む）及び新介護医療院基準条例第三十三条第二項第三号（新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む）の規定にかかわらず、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院は、その職員又は従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

6 この条例の施行の日から起算して六月を経過する日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第三十三条第一項、新養護老人ホーム基準条例第二十九条第一項、新特別養護老人ホーム基準条例第三十一条第一項（新特別養護老人ホーム基準条例第四十二条、第四十七条及び第五十条において準用する場合を含む）、新指定介護老人福祉施設基準条例第四十一条第一項（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む）、新介護老人保健施設基準条例第四十条第一項（新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む）、新指定介護療養型医療施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む）、並びに新介護医療院基準条例第四十条第一項（新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む）の規定の適用については、「第一号から第三号までに掲げる措置を講ずるとともに、第四号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

（ユニットに係る経過措置）

7 新特別養護老人ホーム基準条例第三十五条第四項第一号イ②及び第四十九条第四項第一号イ②の規定により入居定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、当分の間、新特別養護老人ホーム基準条例第十一条第一項第四号イ及び第四十条第二項（新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む）の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける

8 夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

8 前項の規定は、新指定居宅サービス等基準条例第百五十八条第六項第一号イ⁽²⁾、新指定介護予防サービス等基準条例第百四十七条第六項第一号イ⁽²⁾、新指定介護老人福祉施設基準条例第四十六条第二項第一号イ⁽²⁾及び新指定介護療養型医療施設基準条例第四十四条第二項第一号イ⁽²⁾(新指定介護療養型医療施設基準条例第四十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)(の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新指定居宅サービス等基準条例第百五十八条第六項第一号イ ⁽²⁾	入居定員	新特別養護老人ホーム基準条例第百三十六条第一項第三号	利用定員
新特別養護老人ホーム基準条例第百四十一条第四号イ	新特別養護老人ホーム基準条例第百四十一条第四号イ	新特別養護老人ホーム基準条例第百四十一条第四号イ	新特別養護老人ホーム基準条例第百四十一条第四号イ
新特別養護老人ホーム基準条例第百四十一条第二項(新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。)	新特別養護老人ホーム基準条例第百四十一条第二項(新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。)	新特別養護老人ホーム基準条例第百四十一条第二項(新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。)	新特別養護老人ホーム基準条例第百四十一条第二項(新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。)
新指定介護老人福祉施設基準条例第四十六条第二項第一号イ ⁽²⁾	入居定員	新指定介護老人福祉施設基準条例第五十一条第三号イ	入所定員
新指定介護療養型医療施設基準条例第四十四条第二項第一号イ ⁽²⁾ (新指定介護療養型医療施設基準条例第四十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)	入居定員	新指定介護療養型医療施設基準条例第四十五条第一項第三号イ	入院患者の定員

新指定介護療養型医療施設基準条例第四十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)	新指定介護老人福祉施設基準条例第五十一条第三号イ	新指定介護療養型医療施設基準条例第四十五条第一項第三号イ	新指定介護療養型医療施設基準条例第四十五条第一項第三号イ
--	--------------------------	------------------------------	------------------------------

9 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)(の居室又は病室(以下この項において「居室等」という。))であつて、第三条の規定による改正前の岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第三十五条第四項第一号イ⁽⁵⁾及び第四十九条第四項第一号イ⁽⁵⁾、第四条の規定による改正前の岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第百五十八条第六項第一号イ⁽⁴⁾、第五条の規定による改正前の岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第百四十七条第六項第一号イ⁽³⁾ただし書、第六条の規定による改正前の岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第四十六条第二項第一号イ⁽⁴⁾並びに第八条の規定による改正前の岐阜県指定介護療養型医療施設設置の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下この号において「旧指定介護療養型医療施設設置基準条例」という。)(第四十四条第二項第一号イ⁽⁴⁾(旧指定介護療養型医療施設設置基準条例第四十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)(の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。)

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

10 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第三十一条第三項(新指定居宅サービス等基準条例第四十条の三)、第四十五条、第五十五条、第五十八条、第七十三条、第八十二条、第九十条及び第二百五十六条において準用する場合を含む。)、第一百一条第二項(新指定居宅サービス等基準条例第百五条、第百二十四条、第百五十五条(新指定居宅サービス等基準条例第百六十七条において準用する場合を含む。)、第百六十七条の三、第百七十三条、第二百一十一条及び第二百三十一条において準用する場合を含む。)、第百三十二条第二項(新指定居宅サービス等基準条例第百八十九条(新指定居宅サービス等基準条例第二百一十一条にお

て準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)及び第二百四十一条第六項(新指定居宅サービス等基準条例第二百四十六条において準用する場合を含む。)並びに新指定介護予防サービス等基準条例第五十四条の第三項(新指定介護予防サービス等基準条例第六十条、第七十二条、第八十二条、第九十一条及び第二百四十九条において準用する場合を含む。)、第百十六條第二項(新指定介護予防サービス等基準条例第七十三条(新指定介護予防サービス等基準条例第八十八条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第百三十三條の第二項(新指定介護予防サービス等基準条例第五十二条、第百五十七條の三、第百六十三條、第二百八条及び第二百二十四条において準用する場合を含む。)、及び第二百三十四條第六項(新指定介護予防サービス等基準条例第二百四十一条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

11 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準条例第二十二條の二(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第二十条の二(新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準条例第二十條の二(新指定介護療養型医療施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。)、及び新介護医療院基準条例第二十條の二(新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行つよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

12 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準条例第二十二條の三(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第二十條の三(新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準条例第二十條の三(新指定介護療養型医療施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。))及び新介護医療院基準条例第二十條の三(新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行つよう努めなければ」とする。

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十三号

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第六条第一項第一号中「保育士又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)(若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。))を「又は保育士」に、「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項中「指定児童発達支援事業所において」を「指定児童発達支援事業所において、」に、「行う場合には」を「行う場合にあつては」に改め、「同じ。」を「の下に、」日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他省令第五条第二項の厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。))を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合にあつては看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。))を、それぞれを加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことがで

きる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第六十七条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第六十七条において同じ。）を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。次条及び第六十七条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第六十七条において同じ。）を行う場合

第六条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項」を「第三項」に、「指定児童発達支援事業所に置くべき同項第一号に掲げる従業者」を「機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号の児童指導員又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「保育士又は障害福祉サービスマスター経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項第二号中「保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第六十七条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第七条第二項中「もののほか」を「従業者のほか、指定児童発達支援事業所において」、「指定児童発達支援事業所には」、「場合にあっては」に改め、「機能訓練担当職員を」の下に、「日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受

けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合にあっては看護職員を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第七条第五項中「前各項」を「第一項から第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号の児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第七条第四項中「第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、「掲げる者」の下に「第二項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三号に掲げる看護職員を除く。」を加え、同項に次の一号を加え、同項を同条第四項とする。

三 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数

第七条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第二十八条第二項第四号に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下

「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

第三十八条中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改める。

第三十九条に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第三十九条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十九条の二 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知することともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第四十一条第二項中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第四十二条第二項中「指定児童発達支援事業所」を「当該指定児童発達支援事業所」に、「」に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予

防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。

第四十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十五条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催することともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。

第四十六条に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第五十二条第二項中「学校教育法」の下に「昭和二十二年法律第二十六号」を加える。

第五十五条の六第一項第一号中「保育士又は障害福祉サービスマン経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項を削る。

第六十五条中「第五十五条第二項第三号」を「同項第三号」に改める。

第六十七条第一項第一号中「保育士又は障害福祉サービスマン経験者」を「又は保育

士」に改め、同条第二項中「もののほか」を「従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において」に、「指定放課後等デイサービス事業所には、」を「場合にあつては」に改め、「機能訓練担当職員を」の下に、「日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合にあっては看護職員を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の第三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第六十七条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項」を「第三項」に、「指定放課後等デイサービス事業所に置くべき同項第一号に掲げる従業者」を「機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号の児童指導員又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第七十二条の二の二第一項第一号中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項を削る。

第七十二条の六第二項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）若しくは大学院にお

いて」に改め、「学科」の下に「若しくは研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第七十二条の十一中「第三十九条」の下に「第三十九条の二」を加え、「第八条中「ただし、」を「第八条ただし書中「ただし」に、「除き、」を「除き」に、「第二十三条第二項」を「第二十三条第二項ただし書」に改める。

第八十条中「第三十九条」の下に「第三十九条の二」を加え、「第八条中」を「第八条ただし書中」に、「第二十三条第二項」を「第二十三条第二項ただし書」に改める。

第八十一条第一項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「第七条」を「第七条（第三項及び第六項を除く。）」に改め、「同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、」の下に「同条第三項中」を加え、「同条第二項及び第三項」を「同条第二項及び第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」を「同条第三項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」に改め、同条第二項中「第六条第四項」を「第六条第五項」に、「第六十七条第四項」を「第六十七条第五項」に改める。

附則第三項中「第三項第一号の」を「第四項第一号の」に、「同条第三項第一号」を「同条第四項第一号」に改める。

（岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第五条第一項第三号イ①中「四・三」を「四」に改め、同号イ②中「である乳児又は幼児（次条第三項第三号及び第五十三条第一項第二号において「乳幼児」という。）の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数」を「の数を四で除して得た数」に、「当該合計数」を「当該数」に改め、同条第三項中「前項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項第二号の心理指導担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科若しくは研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬ。

第六条第三項第三号中「乳幼児」を「乳児又は幼児（第五十三条第一項第二号において「乳幼児」という。）」に改める。

第二十二條第二項第四号に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

第三十五條中「第四十一條」を「第四十一條第一項」に改める。

第三十六條に次の一項を加える。

4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第三十六條の次に次の一條を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十六條の二 指定福祉型障害児入所施設は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十八條第二項中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同條に次の一項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三十九條第二項中「に必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第四十一條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十二條第一項中「次項」を「以下この條」に改め、同條に次の一項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四十三條に次の一項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
 第五十八条中「第十七条第二項中「次条」を「第十七条第二項ただし書中「次条第一項」に、「第五十五条」を「第五十五条第一項」に、「第四十一条中」を「第四十一条第一項中」に改める。

（岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）
 第三条 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十一条の二」に改める。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第八条第二項中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。

3 療養介護事業者は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十七条第二項第四号に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」といふ。）を活用して行うことができるものとする。

第二十五条に次の一項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第二十五条の次に次の一条を加える。
 （業務継続計画の策定等）

第二十五条の二 療養介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に對する療養介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」といふ。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継

続計画の変更を行うものとする。
 第二十七条第二項中「療養介護事業所」を「当該療養介護事業所」に、「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

第二十八条に次の一項を加える。

3 療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。
 第二章第三十二条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十二条の二 療養介護事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第四十四条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。
2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の業務所に新たに雇用された障害者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。
第四十八条第二項中「生活介護事業所」を「当該生活介護事業所」に、「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第五十条中「第三十二条まで」を「第三十二条の二まで」に改める。

第五十四条第一項中「第六十四条第一項」を「第六十三条第一項」に改める。

第五十五条及び第六十条中「第三十二条まで」を「第三十一条の二まで」に改める。

第六十三条第六項を削り、第七項を第六項とする。

第六十四条第二項中「第五項まで及び第七項」を「第六項まで」に改める。

第六十七条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 就労移行支援事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第六十九条中「第三十二条まで」を「第三十二条の二まで」に改める。

第七十一条の二の次に次の一条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第七十一条の三 就労継続支援 A 型事業者は、就労継続支援 A 型事業所ごとに、おお

むね一年に一回以上、省令第七十二条の三の厚生労働大臣が定める事項について、同条の厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第八十二条に次の一項を加える。

2 就労継続支援 A 型事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第八十四条及び第八十七条中「第三十二条まで」を「第三十二条の二まで」に改める。

第八十九条第一項中「及び第六項」を削り、同条第二項中「第七項並びに」を「第六項並びに」に改める。

(岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第三十条中「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改める。

第三十一条に次の一項を加える。

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十一条の二 指定居宅介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十二条に次の一項を加える。

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第三十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定居宅介護事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十三条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第三十二条の二 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催すること

もに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。第三十八条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十八条の二 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

第四十一条第一項中「第二十条第二項」を「第二十条第二項ただし書」に、「第二十四条」を「第二十四条第一項」に、「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改め、同条第二項中「第二十条第二項」を「第二十条第二項ただし書」に、「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改める。

第四十六条第一項中「並びに第二十七条」を「第二十七条から第三十三条まで並びに第三十四条」に、「第二十條第二項」を「第二十條第二項ただし書」に、「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改め、同条第二項中「第四項」を「第四項まで」に改め、「第二十七条から」の下に「第三十三条まで、第三十四条から」を加え、「第二十条第二項」を「第二十条第二項ただし書」に、「第三十三条」を「第三十三条第一項」に、「第四十五条第一項」を「同条第一項」に改める。

第五十七条第二項第四号に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第六十六条中「第七十一条」を「第七十一条第一項」に改める。

第六十七条に次の一項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場に

おいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第六十九条第二項中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。

3 指定療養介護事業者は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第七十条第二項中「指定療養介護事業所」を「当該指定療養介護事業所」に、「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第七十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第七十二条を次のように改める。

第七十二条 削除

第七十四条第二項第四号中「第七十二条第二項」を「次条において準用する第三十三條の二第二項」に改める。

第七十五条中「第三十四条、第三十五条第一項」を「第三十一条の二、第三十三條の二から第三十五条（第二項を除く。）まで」に、「第三十八条」を「第三十八條の二」に、「第二十條第二項」を「第二十條第一項ただし書」に改める。

第八十三条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が指定就労定着支援の利用を希望する場合に、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第八十八条第二項中「指定生活介護事業所」を「当該指定生活介護事業所」に、「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第九十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第九十一条中「第三十四条」を「第三十一条の二、第三十三條の二」に、「及び第七十二条から第七十四条まで」を「第七十三條及び第七十四條」に、「第二十條第二項」を「第二十條第二項ただし書」に、「中」第七十二条第一項」とあるのは「第九十一条において準用する第七十二条第二項」と、同項第五号及び第六号を「から第六号までの規定」に改める。

第九十一条の五中「第三十四条」を「第三十一条の二、第三十三條の二」に、「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十三條、第七十四條」に改める。

第七十二条から第七十四条までを「第七十三條、第七十四條」に改める。

第七十二条から第七十四条までを「第三十一条の二、第三十三條の二」に改め、「第七十二条」を削り、「第二十條第二項」を「第二十條第一項ただし書」に改める。

第二百五条の四中「第三十四条」を「第三十一条の二、第三十三条の二」に改め、「第七十二条」を削る。

第一百六条中「第三十二条」を「第三十一条（第一項及び第二項を除く。）」に、「第二十條第二項」を「第二十條第二項ただし書」に改める。

第四十條中「第三十四條」を「第三十一条の二、第三十三條の二」に、「第七十二條から第七十四條まで」を「第七十三條、第七十四條」に、「第二十條第二項」を「第二十條第二項ただし書」に、「中」第七十二條第二項」とあるのは「第四十條において準用する第七十二條第二項」と、同項第五号及び第六号」を「から第六号までの規定」に改める。

第四十條の四中「第三十四條」を「第三十一条の二、第三十三條の二」に、「第七十二條から第七十四條まで」を「第七十三條、第七十四條」に改める。

第四十八條第二項第四号中「第七十二條第二項」を「第三十三條の二第二項」に改める。

第四十九條中「第三十四條」を「第三十一条の二、第三十三條の二」に改め、「第七十二條」を削り、「第二十條第二項」を「第二十條第二項ただし書」に改める。

第四十九條の四中「第三十四條」を「第三十一条の二、第三十三條の二」に改め、「第七十二條」を削る。

第一百五十三條中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第一百五十四條第二項中「第四項まで及び第六項」を「第五項まで」に改める。

第一百五十八條の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第六十條第一項中「第三十四條」を「第三十一条の二、第三十三條の二」に、「第七十二條から第七十四條まで」を「第七十三條、第七十四條」に、「第二十條第二項」を「第二十條第二項ただし書」に、「中」第七十二條第二項」とあるのは「第六十條において準用する第七十二條第二項」と、同項第五号及び第六号」を「から第六号までの規定」に改める。

第七十條に次の一項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられる

よう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第七十一條の二の次に次の一条を加える。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第七十一條の三 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所」とに、おおむね一年に一回以上、省令第九十六條の三の厚生労働大臣が定める事項について、同条の厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第七十二條中「第三十四條」を「第三十一条の二、第三十三條の二」に、「第七十二條から第七十四條まで」を「第七十三條、第七十四條」に、「第七十八條及び第九十九條」を「及び第九十八條」に、「第二十條第二項」を「第二十條第二項ただし書」に、「中」第七十二條第二項」とあるのは「第七十二條において準用する第七十二條第二項」と、同項第五号及び第六号」を「から第六号までの規定」に改める。

第七十五條中「第三十四條」を「第三十一条の二、第三十三條の二」に、「第七十二條から第七十四條まで」を「第七十三條、第七十四條」に、「第二十條第二項」を「第二十條第二項ただし書」に、「中」第七十二條第二項」とあるのは「第七十五條において準用する第七十二條第二項」と、同項第五号及び第六号」を「から第六号までの規定」に改める。

第七十九條中「第三十四條」を「第三十一条の二、第三十三條の二」に、「第七十二條から第七十四條まで」を「第七十三條、第七十四條」に、「第二十條第二項」を「第二十條第二項ただし書」に、「中」第七十二條第二項」とあるのは「第七十九條において準用する第七十二條第二項」と、同項第五号及び第六号」を「から第六号までの規定」に改める。

第七十九條の七の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第二項中「対面」の下に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第七十九條の十一中「第三十一條から」の下に「第三十三條まで、第三十四條から」を加え、「第二十條第二項」を「第二十條第二項ただし書」に改める。

第七十九條の十七中「第三十一條から」の下に「第三十三條まで、第三十四條から」を加え、「第二十條第二項」を「第二十條第二項ただし書」に改める。

第八十一條第三項中「指定共同生活援助の」を「指定共同生活援助事業所の」に改める。

第百八十三条に次の一項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第百八十四条中「第三十四条」を「第三十一条の二、第三十二条の二」に、「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十三条、第七十四条」に、「第二十條第二項」を「第二十條第二項ただし書」に、「中」第七十二条第二項」とあるのは「第百八十四条において準用する第七十二条第二項」と、同項第五号及び第六号」を「から第六号までの規定」に改める。

第百八十四条の第四項及び第五項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第百八十四条の十中「第三十四条」を「第三十一条の二、第三十二条の二」に、「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十三条、第七十四条」に、「第二十條第二項」を「第二十條第二項ただし書」に、「中」第七十二条第二項」とあるのは「第百八十四条の十において準用する第七十二条第二項」と、同項第五号及び第六号」を「から第六号までの規定」に改める。

第百八十四条の十三第三項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第百八十四条の十八に次の一項を加える。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第百八十四条の十九中「第三十四条」を「第三十一条の二、第三十二条の二」に、「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十三条、第七十四条」に、「第二十條第二項」を「第二十條第二項ただし書」に、「第五十二條第一項」を「第五十二條第一項」に、「中」第七十二条第二項」とあるのは「第百八十四条の十九において準用する第七十二条第二項」と、同項第五号及び第六号」を「から第六号までの規定」に改める。第百八十五条第一項中「及び第五項」を削り、同条第二項中「第六項並びに」を

「第五項並びに」に改める。

第百九十三条第一項中「第三十四条から」を「第三十一条の二、第三十二条の二から」に、「第五十八條まで」を「第五十九條まで」に改め、「第六十九條まで」の下に「第七十三條」を加え、「第八十七條及び第九十條」を「第八十四條から第九十條まで」に、「第二十條第二項」を「第二十條第二項ただし書」に、「第百九十三條第二項から第五項まで」を「第百九十三條第一項」に改め、「同項第四号中「第七十二条第二項」とあるのは「第百九十三條第一項において準用する第七十二条第二項」とを削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に改め、「第百九十三條第一項」との下に「第八十六條第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」とを加え、「第十号」を「第七号」に改め、同条第二項中「第五十九條、第七十二條、第七十三條」を削り、「から第八十六条まで、第八十八條及び第八十九條」を「及び第八十三條」に改め、「第七十二條第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、「及び第八十四条第四項」及び「第八十六條第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、「第八十八條第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削り、同条第四項中「第五十九條、第七十二條、第七十三條、第八十四條から第八十六條まで、第八十八條、第八十九條、及び」第七十二條第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、「第八十四條第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、「第八十六條第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、「第八十八條第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削り、同条第四項中「第五十九條、第七十二條、第七十三條、第八十二條、第八十四条から第八十六條まで、第八十八條、第八十九條」を「第八十二條」に改め、「第七十二條第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」

と、第八十四条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十六条第二号中「介護給付費又は特別介護給付費」とあるのは「特別訓練等給付費」と、第八十八条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削る。

附則第三項及び第四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

(岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第七条第二項中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。

3 障害者支援施設は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十一条第十三項第五号を削る。

第十九条第二項第四号に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」といふ。)を活用して行うことができるものとする。

第二十八条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第一項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第三十七条に次の一項を加える。

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上

必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十七条の二 障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」といふ。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十九条第二項中「障害者支援施設」を「当該障害者支援施設」に、「に必要措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第四十一条に次の一項を加える。

3 障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
第四十五条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十五条の二 障害者支援施設は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第六条 岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第五条第十二項第五号を削る。

第二十七条第二項第四号に後段として次のように加える。

「この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。」

第三十六条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第四十六条中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に改める。
第四十七条に次の一項を加える。

4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第四十七条の次に次の一条を加える。
(業務継続計画の策定等)

第四十七条の二 指定障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第四十九条第二項中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。

3 指定障害者支援施設は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第五十条第二項中「指定障害者支援施設」を「当該指定障害者支援施設」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練

を定期的に実施すること。

第五十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第五十三条に次の一項を加える。

3 指定障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催すること
もに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
第五十九条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第五十九条の二 指定障害者支援施設は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(岐阜県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
第七條 岐阜県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第四条第二項中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加え

る。

3 地域活動支援センターは、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第六条第二項第二号中「第十七条第二項」を「第十九条第二項」に改め、同項第三号中「第十八条第二項」を「第二十條第二項」に改める。

第十八条を第二十條とし、同条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第二十一条 地域活動支援センターは、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第十七条を第十九條とし、第十六条を第十八條とする。
第十五条第二項中「地域活動支援センター」を「当該地域活動支援センター」

に、「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加え、同条を第十七條とする。

一 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うこと

ができるものとする。

二 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第十四条を第十五條とし、同条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十六条 地域活動支援センターは、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
第十三条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第十四条 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるように、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

(岐阜県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第八条 岐阜県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第五条第二項中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、「行わなければならない」を「行わなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 福祉ホームは、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第七条第二項第二号中「第十五条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同項第三号中「第十六条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

第十六条を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。
(虐待の防止)

第十九条 福祉ホームは、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第十五条を第十七条とし、第十四条を第十六条とする。

第十三条第二項中「福祉ホーム」を「当該福祉ホーム」に、「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加え、同条を第十五条とする。

一 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

二 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第十二条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。
(業務継続計画の策定等)

第十四条 福祉ホームは、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措

置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十一条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第十二条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

(岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第九条 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「児童福祉施設」の下に「障害児入所施設及び児童発達支援センター」を除く。第十三条第二項において同じ。「を」を、「その他非常災害に」の下に「際して」を加え、「具体的計画」を「具体的な計画」に改める。

第二十七条第四項中「除く。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「若しくは研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第三十六条第三項中「除く。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「若しくは研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第五十七条第四項中「除く。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「若しくは研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第六十七条第二項第一号イ中「四・三」を「四」に改め、同号ロ中「乳幼児」を

「児童」に改め、「につき一以上、少年おおむね五人」を削り、同条第五項中「除く。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「若しくは研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第七十三条の次に次の三条を加える。

(非常災害対策)

第七十三条の二 福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 福祉型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、避難及び消火に関する訓練にあつては毎月一回、救出その他必要な措置に関する訓練にあつては定期的に行わなければならない。

3 福祉型障害児入所施設は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第七十三条の三 福祉型障害児入所施設は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する障害児入所支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉型障害児入所施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症等の予防及びまん延の防止のための措置)

第七十三条の四 福祉型障害児入所施設は、当該福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

二 当該福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該福祉型障害児入所施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第七十八条第一項中「第七十条」の下に「及び第七十三条の二から第七十三条の四まで」を加える。

第八十条第一項ただし書中「福祉型児童発達支援センターにあつては」を「施設にあつては」に改め、「調理員を」の下に「、医療機関等との連携により看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ当該看護職員が障害児に対して医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他省令第六十三条第一項の厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を行う場合、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である福祉型児童発達支援センターにおいて医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合又は同法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である福祉型児童発達支援センターにおいて医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合（いずれも第一号及び第三号に掲げる施設に限る。）にあつては看護職員を」を加え、同項第一号中「児童発達支援管理責任者」の下に「機能訓練担当職員（「を、」担当する職員」の下に「をいう。以下同じ。）」を加え、「福祉型児童発達支援センター」を「場合」に、「以下「機能訓練担当職員」といつ（「を」次号において同じ。）、「看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）」に改め、同項第二号中「前号に規定する職員（言語聴覚士を除く。）」を「嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員」に改め、同条第二項第一号中「及び機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員及び看護職員」に改め、同項第三号中「及び機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員及び看護職員」に改め、「以上」の下に「。ただし、当該総数の半数以上は、

児童指導員又は保育士でなければならない。」を加える。

第八十三条第一項中「及び第七十条」を「第七十条及び第七十三条の二から第七十三条の四まで」に改める。

第八十七条中「第七十条」の下に「第七十三条の二から第七十三条の四まで」を加える。

第八十九条第三項中「学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「若しくは研究科」を加え、「これ」を「これら」に改める。

第九十七条第四項中「学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「若しくは研究科」を加え、「これ」を「これら」に改める。

附則第十六項中「言語聴覚士及び」を「言語聴覚士、」に、「同じ。」及び「を」を「同じ。」に改める。

（岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第十条 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成三十年岐阜県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

（岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第十一条 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成三十年岐阜県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

第二項、第百十六條、第百七十九條の十一並びに第百七十九條の十七において準用する場合を含む。)、第七十條第二項及び第八十八條第二項(新指定障害福祉サービス基準条例第九十一條の五、第百五條、第百五條の四、第百四十條、第百四十條の四、第百四十九條、第百四十九條の四、第百六十條第一項、第百七十二條、第百七十五條、第百七十九條、第百八十四條、第百八十四條の十、第百八十四條の十九及び第百九十三條第一項において準用する場合を含む。)、新障害者支援施設基準条例第三十九條第二項、新指定障害者支援施設基準条例第五十條第二項、新地域活動支援センター基準条例第十七條第二項、新福祉ホーム基準条例第十五條第二項並びに新設備運営基準条例第七十三條の四(新設備運営基準条例第七十八條第一項、第八十三條第一項及び第八十七條において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体的拘束等の禁止に係る経過措置)

5 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、新指定通所支援基準条例第四十五條第三項(新指定通所支援基準条例第五十五條の五、第五十五條の九、第六十五條、第七十二條、第七十二條の二、第七十二條の四、第七十二條の十一及び第八十條において準用する場合を含む。)、新指定入所施設基準条例第四十二條第三項(新指定入所施設基準条例第五十八條において準用する場合を含む。)、新障害福祉サービス基準条例第二十八條第三項(新障害福祉サービス基準条例第五十條、第五十五條、第六十條、第六十九條、第八十四條及び第八十七條において準用する場合を含む。)、新指定障害福祉サービス基準条例第三十三條の二第三項(新指定障害福祉サービス基準条例第四十一條第一項及び第二項、第四十一條の四、第七十五條、第九十一條、第九十一條の五、第百五條、第百五條の四、第百六十條、第百四十條、第百四十條の四、第百四十九條、第百四十九條の四、第百六十條第一項、第百七十二條、第百七十五條、第百七十九條、第百八十四條、第百八十四條の十、第百八十四條の十九並びに第百九十三條第一項において準用する場合を含む。)、新障害者支援施設基準条例第四十一條第三項及び新指定障害者支援施設基準条例第五十三條第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数に係る経過措置)

6 この条例の施行の際現に指定を受けている第一条の規定による改正前の岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「旧指定通所支援基準条例」という。))第六條第一項に規定する指定児童発達支援事業者(次

項及び附則第八項において「旧指定児童発達支援事業者」という。))については、新指定通所支援基準条例第六條第一項及び第五項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

7 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援基準条例第六條第三項及び第六項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同条第三項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十條第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。))若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。))と、同条第六項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。))とする。

8 旧指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例第七條第六項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(基準該当児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数に係る経過措置)

9 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第五十五條の六第一項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者(次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。))については、新指定通所支援基準条例第五十五條の六第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

10 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧指定通所支援基準条例第五十五條の六第二項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

(指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数に係る経過措置)

11 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第六十七條第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者(次項及び附則第十三項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。))については、新指定通所支援基準条例第六十七條第一項及び第五項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

12 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第六十七條第三項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士」

とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。

13 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第六十七条第六項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。）」とする。

(基準該当放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数に係る経過措置)

14 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第七十二条の二の二第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者(次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)については、新指定通所支援基準条例第七十二条の二の二第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

15 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援基準条例第七十二条の二の二第二項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

(指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者の員数に係る経過措置)

16 この条例の施行の際現に指定を受けている第二条の規定による改正前の岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(次項において「旧指定入所施設基準条例」という。)第五条第一項第三号イ(1)に掲げる主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設基準条例第五条第一項第三号イ(1)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

17 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定入所施設基準条例第五条第一項第三号イ(2)に掲げる主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設基準条例第五条第一項第三号イ(2)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(福祉型障害児入所施設に置くべき職員の員数に係る経過措置)

18 この条例の施行の際現に存する第九条の規定による改正前の岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(次項及び附則第二十項において「旧設備運営基準条例」という。)第六十六条第二項第一号に掲げる主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準条例第六十七条第

二項第一号イの規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

19 この条例の施行の際現に存する旧設備運営基準条例第六十七条第二項第一号ロに掲げる主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準条例第六十七条第二項第一号ロの規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(福祉型児童発達支援センターに置くべき職員の員数に係る経過措置)

20 この条例の施行の際現に存する旧設備運営基準条例第八十条第一項第三号に掲げる福祉型児童発達支援センターに対する新設備運営基準条例第八十条第二項第三号の規定の適用については、令和四年三月三十一日までの間、同号中「以上。ただし、当該総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。」とあるのは、「以上」とする。

岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十四号

岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県職業訓練の基準等を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「高度養成課程、長期養成課程又は短期養成課程(実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。以下この号において同じ。)」を「省令第三十六条の五の表の下欄に掲げる高度養成課程」に改め、「(短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者に限る。)」を削り、同条第九号中「短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者(実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあつては、職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者又は指定講習受講資格者であつて、職業能力開発総合大学の長が定める科目を履修したものに限る。)

又は「を削る。」

附 則

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の第七條第一項第八号イ及び第十條の規定の適用については、この条例による改正前の第十條第一号に該当する者は、この条例による改正後の第十條第一号に該当する者とみなす。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十五号

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第十二の表一の項中

10 熱伝導率

一件につき 四、五七〇

10 熱伝導率

イ 常温
ロ 高温

一件につき 四、五七〇
一件につき 七、八二〇

に改め、同表二の項中

15 水分活性

一件につき 一、八〇〇

を

15 水分活
16 香気成

性

分分析

イ 定性分析
ロ 定量分析

一件につき

一、八〇〇

一件につき

一五、四〇〇

一件につき

一六、四三〇円

に改め、
に一成増すこ
とに六〇〇円を
加えた額

同表五の項中

20 応用試験

イ 簡単なもの
ロ 複雑なもの

一件につき
一件につき

20 応用試験

21 食器の退色度

22 レーザー顕微鏡観察

イ 簡単なもの
ロ 複雑なもの

イ 業務用食器洗浄機対応
ロ 家庭用食器洗浄機対応

イ 三次元観察（一か所一
枚の写真撮影を含む。）
ロ 表面観察（一か所一枚
の写真撮影を含む。）

二、七九〇
七、五四〇

を

20 エックス線光電子分光
分析

に改め、同表七の項中

一件につき 二、七九〇
一件につき 七、五四〇
一件につき 八、二八〇
一件につき 一三、五五〇
一件につき 四、三七〇

13 樹脂粉末三次元造形	12 電源高調波試験	11 耐ノイズ評価試験	11 耐ノイズ評価試験	クス線CT	光電子分光	イ 定性分析	一件につき	四、四四〇
					口 状態分析・深さ分析	一件につき	一一、〇三〇円 に試験時間が一 時間を超えて一 時間又は一時間 に満たない端数 を増すことに一 〇、一〇〇円を 加えた額	
								を
								21 マイクロエツ
								20 エックス線 分析

13 樹脂粉末三次元造形	12 電源高調波試験	11 耐ノイズ評価試験	11 耐ノイズ評価試験	クス線CT	光電子分光	イ 定性分析	一件につき	四、四四〇
					口 状態分析・深さ分析	一件につき	一一、〇三〇円 に試験時間が一 時間を超えて一 時間又は一時間 に満たない端数 を増すことに一 〇、一〇〇円を 加えた額	
								を
								21 マイクロエツ
								20 エックス線 分析

一件につき	五、八九〇	を
-------	-------	---

附 則
この条例は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和三年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十六号
岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例
岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十三年岐阜県条例第四号）の一部を次

のように改正する。
第四条第一項の表かんがい排水事業の一部一般型及び緊急整備型の項中「及び緊急整備型」を削り、「百分の二十五」を「百分の二十一」に改め、同項の次に次のように加える。

緊急整備型
百分の二十五
ただし、施設機能障害対策に係るものについては、百分の十五

第四条第一項の表かんがい排水事業の部保全合理化型（施設整備事業に限る。）の項中「百分の二十一・五」を「百分の十九（急傾斜地帯又は中山間地域において行うものについては、百分の十五）」に、「過疎地域、振興山村区域、特別豪雪地帯、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものについては、百分の十七・五」を「農地集積促進施設整備及び高収益作物導入促進施設整備に係るものについては百分の二十一・五（急傾斜地帯又は中山間地域において行うものについては、百分の十七・五）、安全施設整備に係るものについては百分の十八（中山間地域において行うものについては、百分の十三）」に改め、同表ため池等整備事業の部ため池等整備事業（一般型）、ため池等整備事業（再編総合整備型）、湖岸堤防事業及び用排水施設整備事業の項中「利活用保全整備」の下に「に係るもの」を加え、「特別耐震対策、耐震対策」を「耐震対策」に改め、「特別耐震対策に係るもの」については堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の五、その他のため池にあつては百分の十」を削り、「堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の十」に改め、同部地域ため池総合整備事業の項及び農村地域防災減災事業（整備事業に限る。）の項中「特別耐震対策、耐震対策」を「耐震対策」に改め、「特別耐震対策に係るもの」については堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の五、その他のため池にあつては百分の十、」を削り、「堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の十」を、「堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の十」に改め、同表備考第八号イに次のように加え、同号を同表備考第九号とする。

(4) 指定柵田地域

第四条第一項の表備考第七号に次のように加え、同号を同表備考第八号とする。

水 指定柵田地域

第四条第一項の表備考第六号の次に次の一号を加える。

七 「指定柵田地域」とは、柵田地域振興法（令和元年法律第四十二号）第七条第五項の規定により公示された区域をいう。

- 附則
- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
 - 2 令和二年度以前に着手したかんがい排水事業に係る分担金の額については、この条例による改正後の第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

岐阜県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十七号

岐阜県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県道の構造の技術的基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

- 1 第十一条第三項中「第二条第九号」を「第二条第十号」に改める。
- 2 第三十三条中「横断歩道橋等」の下に「自動運行補助施設」を加える。
- 3 第四十四条の次に次の一条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第四十五条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。

この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条第一項に規定する新設特定道路を除く。）は、岐阜県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定道路等が満たすべき基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第六十五号）第二章に規定する基準に適合する構造とするものとする。

附則
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十一条第三項の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十八号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二十八の三の表一の項1ハ及び二中

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	二
------------------------------	-------	---

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	一九、〇〇〇
床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	二九、〇〇〇

に改め、同項

2ハ中

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	一九一、〇〇〇
------------------------------	-------	---------

を

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	四〇七、〇〇〇
------------------------------	-------	---------

千平方メートル以下のもの

一件につき	一四六、〇〇〇
一件につき	一九一、〇〇〇

に改め、同項2ハ中

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	三〇三、〇〇〇
------------------------------	-------	---------

床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの

つき	一五四、〇〇〇
----	---------

を

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	一一七、〇〇〇
床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	一五四、〇〇〇

に

改め、同項2ハ中「三五六、〇〇〇」を「二四二、〇〇〇」に、

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	三九一、〇〇〇
------------------------------	-------	---------

一件につき	四〇七、〇〇〇
-------	---------

を

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	三〇三、〇〇〇
床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	三九一、〇〇〇

<p>「メートル以下」</p>	<p>床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの</p> <p>一件につき</p>	<p>五三、〇〇〇</p>	<p>に、「二九八、〇〇〇」を「二八七、〇〇〇」に、「三六九、〇〇〇」</p>	<p>九九、〇〇〇</p>	<p>を「三五七、〇〇〇」に、「四三六、〇〇〇」を「四三三、〇〇〇」に、「五〇〇、〇〇〇」を「四八五、〇〇〇」に改める。</p>	<p>別表第二十八の四の表一の項「ハ」の下に「及び二」を加え、</p>	<p>床面積が三メートルを千平方メートル以下のもの</p>	<p>百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの</p> <p>一件につき</p> <p>一五四、〇〇〇</p>	<p>七、〇〇〇</p>
<p>四、〇〇〇</p>	<p>に改め、同項「ロ」中「ハ」の下に「及び二」を加え、「二五六、〇〇〇」</p>	<p>床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの</p> <p>一件につき</p> <p>四〇七、〇〇〇</p>	<p>を「二四二、〇〇〇」に、</p>	<p>床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの</p> <p>一件につき</p> <p>三〇三、〇〇〇</p>	<p>に、「五八〇、〇〇〇」を「五</p>	<p>五八、〇〇〇」に、「七一、〇〇〇」を「六八七、〇〇〇」に、「八三八、〇〇〇」を「八二二、〇〇〇」に、「九五六、〇〇〇」を「九二六、〇〇〇」に改め、同項「ハ」中</p>	<p>床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの</p> <p>一件につき</p>	<p>床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの</p> <p>一件につき</p> <p>二八、〇〇〇</p> <p>床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの</p> <p>一件につき</p> <p>四〇、〇〇〇</p>	<p>四〇、〇〇〇</p>
<p>を</p>									
<p>に改め、</p>									

同項1中

床面積が二万五千平方メートルを超えるもの

一件につき

二二三、〇〇〇

を

平方メートル以下のもの

二

「八」の下に「及び二」を加え、

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以

一件につき

八〇、〇〇〇

法第三十四條第一項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第三項に規定する他の建築物

床面積が二万五千平方メートルを超えるもの	床面積が三百平方メートル以下のもの	床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの	床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの	床面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの	床面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のもの	床面積が二万五千平方メートルを超えるもの
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
二二三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一八、〇〇〇	二九、〇〇〇	八五、〇〇〇	一三五、〇〇〇	一七〇、〇〇〇	二二三、〇〇〇

に改め、同項2イ中

<table border="1"> <tr><td>一件につき</td></tr> <tr><td>一三八、〇〇〇</td></tr> </table>	一件につき	一三八、〇〇〇	<table border="1"> <tr><td>につき</td></tr> <tr><td>一三八、〇〇〇</td></tr> </table>	につき	一三八、〇〇〇	<table border="1"> <tr><td>につき</td></tr> <tr><td>六、〇〇〇</td></tr> </table>	につき	六、〇〇〇	<table border="1"> <tr><td>につき</td></tr> <tr><td>一〇、〇〇〇</td></tr> </table>	につき	一〇、〇〇〇	<table border="1"> <tr><td>につき</td></tr> <tr><td>一七、〇〇〇</td></tr> </table>	につき	一七、〇〇〇	<table border="1"> <tr><td>につき</td></tr> <tr><td>五一、〇〇〇</td></tr> </table>	につき	五一、〇〇〇
一件につき																	
一三八、〇〇〇																	
につき																	
一三八、〇〇〇																	
につき																	
六、〇〇〇																	
につき																	
一〇、〇〇〇																	
につき																	
一七、〇〇〇																	
につき																	
五一、〇〇〇																	
<p>に改め、同表二の項中「第二十九条第一項」を「第三十四</p>						<p>を</p>											
<p>のもの</p>	<p>床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの</p>	<p>床面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの</p>	<p>床面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のもの</p>	<p>床面積が二万五千平方メートルを超えるもの</p>	<table border="1"> <tr><td>一件</td></tr> <tr><td>一件</td></tr> <tr><td>一件</td></tr> <tr><td>一件</td></tr> </table>	一件	一件	一件	一件								
一件																	
一件																	
一件																	
一件																	
<p>条第一項」に改め、同項1中「第三十条第一項各号」を「第三十五条第一項各号」に改</p>						<table border="1"> <tr><td>につき</td></tr> <tr><td>八一、〇〇〇</td></tr> </table>	につき	八一、〇〇〇	<table border="1"> <tr><td>につき</td></tr> <tr><td>一〇二、〇〇〇</td></tr> </table>	につき	一〇二、〇〇〇	<table border="1"> <tr><td>につき</td></tr> <tr><td>一二八、〇〇〇</td></tr> </table>	につき	一二八、〇〇〇	<p>め、同項1八及び二中</p>		
につき																	
八一、〇〇〇																	
につき																	
一〇二、〇〇〇																	
につき																	
一二八、〇〇〇																	
<p>床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの</p>						<table border="1"> <tr><td>一件につき</td></tr> <tr><td>二九、〇〇〇</td></tr> </table>	一件につき	二九、〇〇〇	<p>を</p>								
一件につき																	
二九、〇〇〇																	
<p>に改め、同項2八中</p>						<p>床面積が三千平方メートルを超えるもの</p>											
<p>面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの</p>						<table border="1"> <tr><td>一件につき</td></tr> <tr><td>一八、〇〇〇</td></tr> </table>	一件につき	一八、〇〇〇	<table border="1"> <tr><td>一件につき</td></tr> <tr><td>二九、〇〇〇</td></tr> </table>	一件につき	二九、〇〇〇	<p>面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの</p>					
一件につき																	
一八、〇〇〇																	
一件につき																	
二九、〇〇〇																	
<p>床面積が三百平方</p>						<table border="1"> <tr><td>一件につき</td></tr> </table>	一件につき	<table border="1"> <tr><td>一四</td></tr> </table>	一四								
一件につき																	
一四																	
<p>の平1床 の平メ床</p>																	

<table border="1"> <tr> <td>百平方メートル以上</td> <td>一件につき</td> <td>一九一、〇〇〇</td> </tr> </table>	百平方メートル以上	一件につき	一九一、〇〇〇	<table border="1"> <tr> <td>六、〇〇〇</td> <td>一、〇〇〇</td> </tr> </table>	六、〇〇〇	一、〇〇〇	<table border="1"> <tr> <td>メートルを超え千平方メートル以下</td> <td>一件につき</td> <td>一九</td> </tr> <tr> <td>床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下</td> <td>一件につき</td> <td>一九</td> </tr> </table>	メートルを超え千平方メートル以下	一件につき	一九	床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下	一件につき	一九		
百平方メートル以上	一件につき	一九一、〇〇〇													
六、〇〇〇	一、〇〇〇														
メートルを超え千平方メートル以下	一件につき	一九													
床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下	一件につき	一九													
<table border="1"> <tr> <td>床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下</td> <td>一件につき</td> <td>一一七、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下</td> <td>一件につき</td> <td>一五四、〇〇〇</td> </tr> </table>	床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下	一件につき	一一七、〇〇〇	床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下	一件につき	一五四、〇〇〇	<table border="1"> <tr> <td>床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下</td> <td>一件につき</td> <td>一五四、〇〇</td> </tr> </table>	床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下	一件につき	一五四、〇〇	<table border="1"> <tr> <td>床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下</td> <td>一件につき</td> <td>四</td> </tr> </table>	床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下	一件につき	四	
床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下	一件につき	一一七、〇〇〇													
床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下	一件につき	一五四、〇〇〇													
床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下	一件につき	一五四、〇〇													
床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下	一件につき	四													
<table border="1"> <tr> <td>床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下</td> <td>一件につき</td> <td>三〇三、〇〇〇</td> </tr> </table>	床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下	一件につき	三〇三、〇〇〇	<p>に改め、同項2水中</p>	<p>九八、〇〇〇</p>										
床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下	一件につき	三〇三、〇〇〇													
<table border="1"> <tr> <td>平方メートル以下</td> <td>一件につき</td> <td>三九一、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下</td> <td>一件につき</td> <td>三九一、〇〇〇</td> </tr> </table>	平方メートル以下	一件につき	三九一、〇〇〇	床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下	一件につき	三九一、〇〇〇	<table border="1"> <tr> <td>床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下</td> <td>一件につき</td> <td>一七、〇〇〇</td> </tr> </table>	床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下	一件につき	一七、〇〇〇	<table border="1"> <tr> <td>につき</td> <td>一〇、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>につき</td> <td>一七、〇〇〇</td> </tr> </table>	につき	一〇、〇〇〇	につき	一七、〇〇〇
平方メートル以下	一件につき	三九一、〇〇〇													
床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下	一件につき	三九一、〇〇〇													
床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下	一件につき	一七、〇〇〇													
につき	一〇、〇〇〇														
につき	一七、〇〇〇														
<table border="1"> <tr> <td>床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下</td> <td>一件</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下</td> <td>一件</td> <td>一</td> </tr> </table>	床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下	一件	一	床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下	一件	一	<table border="1"> <tr> <td>床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下</td> <td>一件につき</td> <td></td> </tr> </table>	床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下	一件につき		<table border="1"> <tr> <td>床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下</td> <td>一件につき</td> <td>七四、〇〇〇</td> </tr> </table>	床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下	一件につき	七四、〇〇〇	
床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下	一件	一													
床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下	一件	一													
床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下	一件につき														
床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下	一件につき	七四、〇〇〇													
<p>に改め、同</p>	<p>に改め、同項2八中</p>	<p>を</p>													
<p>〇、〇〇〇」を「五五八、〇〇〇」に、「七一、〇〇〇」を「六八七、〇〇〇」に、「八三八、〇〇〇」を「八二二、〇〇〇」に、「九五六、〇〇〇」を「九二六、〇〇〇」に改め、同表三の項中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同項1中「第三十条第一項各号」を「第三十五条第一項各号」に改め、同項1八及び二中</p>	<p>を</p>	<p>に、「五八</p>													

<table border="1"> <tr> <td>床面積が三百平方メートルを超える千平方メートル以下のもの</td> <td>一件につき</td> <td>一四六、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>床面積が千平方メートルを超える二千平方メートル以下のもの</td> <td>一件につき</td> <td>一九一、〇〇〇</td> </tr> </table>	床面積が三百平方メートルを超える千平方メートル以下のもの	一件につき	一四六、〇〇〇	床面積が千平方メートルを超える二千平方メートル以下のもの	一件につき	一九一、〇〇〇	<table border="1"> <tr> <td>床面積が三百平方メートルを超える二千平方メートル以下のもの</td> <td>一件につき</td> <td>一五四、〇〇〇</td> </tr> </table>	床面積が三百平方メートルを超える二千平方メートル以下のもの	一件につき	一五四、〇〇〇	<table border="1"> <tr> <td>一一七、〇〇〇</td> <td>一五四、〇〇〇</td> </tr> </table>	一一七、〇〇〇	一五四、〇〇〇				
床面積が三百平方メートルを超える千平方メートル以下のもの	一件につき	一四六、〇〇〇															
床面積が千平方メートルを超える二千平方メートル以下のもの	一件につき	一九一、〇〇〇															
床面積が三百平方メートルを超える二千平方メートル以下のもの	一件につき	一五四、〇〇〇															
一一七、〇〇〇	一五四、〇〇〇																
に改め、同項2ト中「二五六、〇〇〇」を「二四一、〇〇〇」に																	
<table border="1"> <tr> <td>床面積が三百平方メートルを超える二千平方メートル以下のもの</td> <td>一件につき</td> <td>四〇七、〇〇〇</td> </tr> </table>	床面積が三百平方メートルを超える二千平方メートル以下のもの	一件につき	四〇七、〇〇〇	<table border="1"> <tr> <td>床面積が三百平方メートルを超える千平方メートル以下のもの</td> <td>一件につき</td> <td>一五四、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>床面積が千平方メートルを超える二千平方メートル以下のもの</td> <td>一件につき</td> <td>一九一、〇〇〇</td> </tr> </table>	床面積が三百平方メートルを超える千平方メートル以下のもの	一件につき	一五四、〇〇〇	床面積が千平方メートルを超える二千平方メートル以下のもの	一件につき	一九一、〇〇〇	<table border="1"> <tr> <td>床面積が三百平方メートルを超える千平方メートル以下のもの</td> <td>一件につき</td> <td>四〇七、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>床面積が千平方メートルを超える二千平方メートル以下のもの</td> <td>一件につき</td> <td>一九一、〇〇〇</td> </tr> </table>	床面積が三百平方メートルを超える千平方メートル以下のもの	一件につき	四〇七、〇〇〇	床面積が千平方メートルを超える二千平方メートル以下のもの	一件につき	一九一、〇〇〇
床面積が三百平方メートルを超える二千平方メートル以下のもの	一件につき	四〇七、〇〇〇															
床面積が三百平方メートルを超える千平方メートル以下のもの	一件につき	一五四、〇〇〇															
床面積が千平方メートルを超える二千平方メートル以下のもの	一件につき	一九一、〇〇〇															
床面積が三百平方メートルを超える千平方メートル以下のもの	一件につき	四〇七、〇〇〇															
床面積が千平方メートルを超える二千平方メートル以下のもの	一件につき	一九一、〇〇〇															
に改め、同項2へ中																	
<table border="1"> <tr> <td>につき</td> <td>三〇三、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>につき</td> <td>三九一、〇〇〇</td> </tr> </table>	につき	三〇三、〇〇〇	につき	三九一、〇〇〇	<p>〇〇〇」を「六八七、〇〇〇」に、「八三八、〇〇〇」を「八二二、〇〇〇」に、「九五六、〇〇〇」を「九二六、〇〇〇」に改め、同表五の項1中</p>	<table border="1"> <tr> <td>件につき</td> <td>四〇、〇〇〇</td> </tr> </table>	件につき	四〇、〇〇〇									
につき	三〇三、〇〇〇																
につき	三九一、〇〇〇																
件につき	四〇、〇〇〇																
を																	
<table border="1"> <tr> <td>床面積が三百平方メートルを超える二千平方メートル以下のもの</td> <td>一件につき</td> <td>三〇、〇〇〇</td> </tr> </table>	床面積が三百平方メートルを超える二千平方メートル以下のもの	一件につき	三〇、〇〇〇	<table border="1"> <tr> <td>床面積が三百平方メートルを超える千平方メートル以下のもの</td> <td>一件につき</td> <td>三〇、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>床面積が千平方メートルを超える二千平方メートル以下のもの</td> <td>一件につき</td> <td>四〇、〇〇〇</td> </tr> </table>	床面積が三百平方メートルを超える千平方メートル以下のもの	一件につき	三〇、〇〇〇	床面積が千平方メートルを超える二千平方メートル以下のもの	一件につき	四〇、〇〇〇	に改め、同項2中「六四、〇〇〇」を「六〇、〇〇〇」に						
床面積が三百平方メートルを超える二千平方メートル以下のもの	一件につき	三〇、〇〇〇															
床面積が三百平方メートルを超える千平方メートル以下のもの	一件につき	三〇、〇〇〇															
床面積が千平方メートルを超える二千平方メートル以下のもの	一件につき	四〇、〇〇〇															
平方メートル以下のもの	<table border="1"> <tr> <td>床面積が三百平方メートルを超える二千平方メートル以下のもの</td> <td>一件につき</td> <td>一</td> </tr> </table>	床面積が三百平方メートルを超える二千平方メートル以下のもの	一件につき	一	に、「五八〇、〇〇〇」を「五五八、〇〇〇」に、「七一、												
床面積が三百平方メートルを超える二千平方メートル以下のもの	一件につき	一															

件につき	一〇三、〇〇〇
------	---------

を

床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの	一件につき	七七、〇〇〇
床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	九九、〇〇〇

に、「二四九、〇〇〇」を「二四三、〇〇〇」に、「二八四、〇〇〇」を「二七八、〇〇〇」に、「二八、〇〇〇」を「二一、〇〇〇」に、「二五〇、〇〇〇」を「二四一、〇〇〇」に改め、同項3中

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	一一、〇〇〇
------------------------------	-------	--------

を

床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの	一件につき	七、〇〇〇
床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	一一、〇〇〇

に改め、同表備考第十号から第

十二号までの規定中「第二十九条第三項」を「第三十四条第三項」に改め、同表備考第十六号中「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に、「第三十一条第二項」を「第三十六条第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十九号

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例

岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二養老公園（以下この項において「公園」という。）の項管理の基準の欄第一号中「次号に規定するもののほか」を削り、同号ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる公園施設は、それぞれ次に定める日を休業日とする。

イ 有料公園施設及び駐車場（知事が定めるものを除く。） 月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）である場合には、その翌日以降の最初の休日でない日）及び十二月二十九日から翌年の一月三日まで

ロ 駐車場（知事が定めるものに限る。） 十二月二十九日から翌年の一月三日まで

で

別表第二養老公園（以下この項において「公園」という。）の項管理の基準の欄第二号を次のように改める。

2 前号の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うことができる。

別表第二養老公園（以下この項において「公園」という。）の項管理の基準の欄第三号中「次号に規定するもののほか」を削り、「終日」の下に「公園内の有料公園施設及び駐車場にあつては、午前九時から午後五時まで」を加え、同欄第四号を削る。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社